平成13年度各会計定例監查

(平成12年度執行分)報告書

東京都監查委員

		·

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、平成13年度各会計定例監査(平成12年度執行分)の結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成14年2月12日

東京都監査委員 山 本 賢太郎

同 鈴木貫太郎

同 横山 樹

同 藤原房子

		·

目 次

第 1	監 査 の 概 要	 - 1
第 2	監査結果の概要	 - 8
第 3	監査結果の詳細	1 3
1	全 体 事 項	 1 3
2	局 別 事 項	1 7
	総 務 局	1 9
	大学管理本部	2 1
	主 税 局	2 5
	生 活 文 化 局	3 5
	都 市 計 画 局	 3 9
	環 境 局	 4 0
	福 祉 局	 4 6
	衛 生 局	 5 1
	産業労働局	5 9
	中央卸売市場	 6 4
	住 宅 局	 6 6
	多摩都市整備本部	 6 7
	建 設 局	 6 9
	港 湾 局	 7 2
	東京消防庁	 7 4
	交 通 局	 7 6
	水 道 局	 8 0
	下 水 道 局	 8 3
	教 育 庁	 8 6

		·

第1 監査の概要

1 監査の目的

定例監査は、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、法令等の趣旨に沿って適正に行われているかを主眼に地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項に基づき毎年度実施する監査である。

2 監査期間

平成13年9月3日から平成14年1月30日まで

3 監査の観点

監査の実施に当たっては、予算の執行及び財産管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果が上がるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも十分留意して実施した。

4 監査対象局(事業所)

実地監査は表1のとおり本庁140部室、事業所372所を対象として実施した。また、21事業所については、重点監査事項について書面監査を実施した。

(表1)監査対象件数

	監査対象箇所数	監査実施箇所数	実施率(%)
本 庁	140部	140 部	1 0 0
事業所	857所	372 所	43.4
計	9 9 7	5 1 2	51.2

実地監査を行った本庁及び事業所は表2のとおりである。

(表2)監査実施場所

$\overline{}$			1629771								
		E地監査 	查場所	本	方	Ē		事	業		所
局		名									
知	事	本	部	秘書部、	政策部、	企画調整	部	_			_
総		務	局	総務部、	行政改革	推進室、	Ι	公文書館、	職員研修所	i、大	島支庁
				T推進室	《 人事部	ß、行政監	察				
				室、行政	(部、災害	討策部、	勤				
				労部、法	務部、紛	大、暗信舒	、権				
				部							
大	学 管	理:	本 部	管理部				都立大学、	都立短期力	大学、	都立科学技
								術大学、都	3立保健科学	大学	
財		務	局	経理部、	主計部、原	財産運用語	郡、				
				庁舎管理	部、営繕	善部		_			_
主		税	局	総務部、	税制部、	課税部、	資	港・新宿・	文京・墨田	田・江	東・大田・
				産税部、	徴収部			世田谷・中	甲野・豊島	·北·	葛飾・立川
								・府中・小	\平各都税	事務所	f、品川・足
								立各自動車	亞税事務 所		
								(書面監査	查)千代田	・中央	・台東・品
								川・目黒・	渋谷・杉並	位・荒	訓・板橋・
								練馬・足式	2・江戸川	・青梅	・八王子・
								町田各都税	事務所		

		実地	監査場	所	本	ξ ,	<u></u>		事	業	所
局		名		,							
生	活	文	化	局	総務部、	広報広!	聴部、	文化振	渉外労務管	理事務所、	消費生活総合セ
					興部、都	K民協働i	部、和	私学部、	ンター、計	量検定所	
					消費生活	部					
都	市	計	画	局	総務部、	総合計i	画部、	地域計	多摩東部・	多摩西部	B B 建築指導事務所
					画部、施	設計画	部、原	開発計画			
					部、建築	指導部					
環		境		局	総務部、	移管事	業調	整室、環	環境科学研	究所、多	摩環境事務所、廃
					境改善部	以自動車	三公害	対策部、	棄物埋立管	理事務所	
					自然環境	部、廃	棄物效	付策部、			
					環境評価	i部					
福		祉		局	総務部、	生活福	祉部、	高齢者	城北福祉セ	ンター、	板橋ナーシングホ
					部、子と	も家庭	部、『	章害福祉	ーム、東村	山老人ホ	ーム、東村山ナー
					部、保険	部			シングホー	ム、老人	医療センター、多
									摩老人医療	センター	、児童会館、児童
									相談センタ	'一、北·	立川・杉並・八王
									子・足立・	多摩各児	童相談所、誠明学
									園、萩山実	務学校、	心身障害者福祉セ
									ンター		
衛		生		局	総務部、	健康推	進部、	生活環	衛生研究所	、八王子	・町田・多摩立川
					境部、医	療計画	部、	医療福祉	・府中小金	井・狛江	調布・東村山・多
					部、薬務	部、病	院事	業部	摩東村山各	·保健所、	北・府中各療育セ
									ンター、動	物保護相	談センター、食品
									環境指導セ	ンター、	荏原・府中・公衆
									衛生各看護	専門学校	、監察医務院、中
									部・多摩各	総合精神的	呆健福祉センター、
											、島しょ保健所大
											久保・大塚・駒込
									│・豊島・荏 │	原・墨東	・府中・神経・清
									瀬小児・八 	.王子小児	・松沢・梅ヶ丘各
									病院、母子	保健院	

		実地	監査	适場所	本			事		 業	 所	
月后	ā	名			·			,				
産	- 業		働		 総務部、産業	 美政策部、	商工部、	西多摩・南語	多摩	・北多暦	李各経済事務 <i>。</i>	所、
					 農林水産部、	、労働部		産業技術研究	究所、	農業・	水産各試験均	場、
								肥飼料検査	所、i	南多摩	農業改良普及	호 セ
								ンター、中	央・1	亀戸・	王子各労政事	事務
								所、品川・	板橋	・立川	・亀戸・高年	きょうしょう おりま おりま おりま おりま とり
								者・武蔵野・	各技征	析専門	校、職業能力	力開
								発研修所、7	水産記	式験所に	大島分場	
中	央	卸	는 건	市場	管理部、事	業部		築地・食肉	・大日	田・豊	島・足立・葛	喜西
								・多摩ニュ・	ータご	ン各で	市場	
住		宅		局	総務部、開発	能調整部、	建設部、	東部・南部	・北部	部各住	宅建設事務所	f
					管理部、不	動産業指導	導部					
多	摩都	市惠	隆備	本部	管理部、建	设計画部		南多摩・北部	多摩各	S整備	事務所	
建		設		局	総務部、用均	也部、道路	管理部、	第一・第二	・第	三・第	四・第五・第	育六
					道路建設局、	、 公園緑	地部、河	・第七・西	多摩	・南多	摩東部・南多	多摩
					川部、市街	地整備部		西部・北多	摩南	部・北	多摩北部・新	f交
								通各建設事	務所、	土木	技術研究所、	東
								部・西部各	公園	緑地事	務所、恩賜上	上野
								動物園、多	摩動物	物公園	、江東治水事	事務
								所、第一・	第二	各区画	整理事務所、	再
								開発事務所				
港		湾		局	総務部、港灣	弯経営部、	、臨海開	東京港管理	事務戶	沂、東京	東港防災事務 原	斩、
					発部、港湾!	整備部、	離島港湾	東京港建設	事務	听、東	京港沖合埋立	な整
					部			備事務所				
出	幺	内	長	室	出納長室			副出納長室	、品	川・豊	島・立川・府	中
								・小平各出紀	納事剂	务所		
								(書面監査) 千台	七田出約	納事務所	
東	京	消	防	i 庁	総務部、人	事部、警[防部、 防	麻布・大井	・荏原	亰・田	園調布・世田	日谷
					災部、救急	部、予防	部、指導	・荻窪・豊	島・	王子・	滝野川・板橋	昏 •
					広報部、装作	備部		光が丘・足	<u>立</u> ・5	城東・	立川・国分き	手・
								小平・府中	・狛	エ・北	多摩西部・多	多摩
								各消防署				

	実地	監査場所	本 庁	事 業 所
局	名			
交	通	局	経営企画室、総務部、職員部、	荒川電車営業所、五反田・日比谷・馬
			電車部、自動車部、車両電気	喰・上野御徒町各駅務管理所、品川・
			部、建設工務部	渋谷・小滝橋・大塚・千住・江東・葛
				西各自動車営業所・発電事務所、工務
				事務所、木場保線管理所
水	道	局	総務部、職員部、経理部、営	中央・東部第一・東部第二・西部・南
			業部、浄水部、給水部、建設	部第一・南部第二・北部第一・北部二
			部	各支所、千代田・港・江東・墨田・江
			多摩水道対策本部調整部・施	戸川南・江戸川北・荒川・足立東・足
			設部	立西・葛飾・新宿・中野・杉並東・杉
				並西・大田南・大田北・品川・世田谷
				東・世田谷西・目黒・渋谷・豊島・文
				京・台東・練馬東・練馬西・板橋南・
				板橋北・北・赤羽各営業所、水運用セ
				ンター、水質センター、水道特別作業
				隊、水源管理事務所、村山山口・小河
				内貯水池各管理事務所、東村山・玉川
				・金町・朝霞・三園各浄水管理事務所、
				境・小作・砧・長沢・三郷各浄水場、
				工業用水道事務所、東部・西部各建設
				事務所
下	水	道 局	総務部、職員部、経理部、業	中部・北部第一・東部第一・西部第一
			務部、計画調整部、施設管理	各管理事務所、森ヶ崎水処理センター、
			部、建設部	中部・南部・北部各建設事務所
			流域下水道本部管理部・技術	(書面監査)北部第二・東部第二・西
			部	部第二・南部各管理事務所、砂町水処
				理センター

		本 庁	事業所
局	名		
 教		総務部、学務部、施設部、人	中央図書館、多摩図書館、教職員研修
		事部、福利厚生部、指導部、	ー センター、教育相談センター、多摩社
		生涯学習部、体育部	会教育会館、日比谷・三田・大崎・小
			山台・南・蒲田・大森・羽田・目黒・
			広尾・千歳・三鷹・練馬・田柄・荻窪
			・文京・北園・上野忍岡・竹台・足立
			・江北・葛西南・紅葉川・南多摩・八
			王子東・南平・富士森・福生・武蔵・
			調布北・久留米・久留米西・小平西・
			東大和・府中・国立・松が谷・南野・
			第一商業・牛込商業・第三商業・深川
			商業・葛飾商業・港工業・烏山工業・
			杉並工業・工芸・蔵前工業・足立工業
			・向島工業・本所工業・八王子工業・
			多摩工業・府中工業・農芸・瑞穂農芸
			・芸術・国際・晴海総合・新宿山吹・
			大島・大島南各高等学校、文京・八王
			子各盲学校、青鳥・墨田・葛飾・田無
			・久留米・小平・南大沢学園各養護学
			校、教育庁大島出張所
警	視 庁	総務部、警務部、交通部、警	丸の内・築地・赤坂・品川・田園調布
		備部、地域部、刑事部、生活	・成城・目黒・代々木・新宿・戸塚・
		安全部	駒込・目白・高島平・上野・南千住・
			荒川・深川・亀有・高尾・町田・多摩
			中央・昭島・立川・東村山・武蔵野・
			大島各警察署
		選挙管理委員会事務局	
		任用公平部、試験室 	
監査		監査事務局	
		地方労働委員会事務局	
		収用委員会事務局	
議	会 局	管理部、議事部	

5 重点監査事項について

今回の監査においては、廃棄物の収集・運搬及び処分に係る委託契約は適正に行われているか、再利用等を促進することにより廃棄物の減量に努めているかなどを、主な着眼点として、廃棄物の処理を重点監査事項として設定し、表3のとおり契約件数1,579件、契約金額39億3,223万余円を監査対象とした。

(表3)重点監査事項の局別内訳

局 名	契約件数(件)	契約金額 (万円)	指摘件数(件)
総務局	7	2 0 3	1
大学管理本部	4 1	2,885	
財務局	4	4,429	
主税局	7 5	2,063	3
生活文化局	1 4	1 4 2	2
都市計画局	6	2 9 6	
環境局	1 0	6 1 2	1
福祉局	7 8	7,804	4
衛生局	2 6 3	3 3 , 4 3 2	4
産業労働局	1 0 9	1,437	1
中央卸売市場	3 4	20,406	1
住宅局	1 0	1 6 3	
多摩都市整備本部	4	8 9	
建設局	1 3 9	17,262	1
港湾局	1 2	1,011	1
出納長室	1	3 2	
東京消防庁	9 8	3,861	
交通局	1 8	10,107	2
水道局	7 2	3 1 , 2 0 7	2
下水道局	167	232,598	1
教育庁	3 8 5	8,467	1
警視庁	2 6	14,487	
選挙管理委員会事務局	1	8	
人事委員会事務局	1	5 0	
議会局	1	3 0	
合計	1,579	3 9 3 , 2 2 3	2 5

第2 監査結果の概要

1 指摘件数

指摘の局別及び歳入等の分類別件数は、表4のとおりである。

(表4)局別指摘件数

(単位:件)

	指摘事项	負分類	歳	入	歳	出					
局 名			(収	入)	(支	出)	財	産	その他	計	意見要望
総	3	局		2		1				3	
大 学 管	理本	部				2			1	3	2
主	į	局		7		3				1 0	
生 活 文	化	局				3		1		4	
都市	- 画	局							1	1	
環場	Ē	局		3		4		1		8	
福礼	t	局		1		3		1	3	8	
衛 生	Ξ	局		1		8			1	1 0	
産 業 党	働	局				3		1		4	
中 央 卸	売 市	場		1		1				2	
住宅	5	局		1						1	
多摩都市	整備本	部		2						2	1
建 討	i Č	局		3		1			1	5	
港	5	局		1		3				4	
東京消	防	庁						1		1	1
交 追	1	局				2				2	1
水道	İ	局				3		1		4	
下 水	道	局				4				4	
教育	Ī	庁				3			1	4	
指摘事	項	計		2 2		4 4		6	8	8 0	5

なお、監査の結果、次の局等は、特に指摘する事項がない。

知事本部、財務局、出納長室、警視庁、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監查事務局、地方労働委員会事務局、収用委員会事務局、議会局

2 主な指摘の概要

(1)重点監査事項

各局が廃棄物の排出事業者としての責任を適切に果たしていない事例が25件 見受けられた。その主な内容は表5のとおりである。

(表5)重点監査事項指摘

指 摘 内 容	件	数
廃棄物の処分許可を有しない業者と廃棄物の処分契約を締結		件
しているもの		9
産業廃棄物管理票に必要事項を記載していないもの		
		5
工事請負契約の積算時等にリサイクル計画書を作成していな		
いもの		2

(2)歳入(収入)関係

主な内容は表6のとおり。

(表6)歳入(収入)関係指摘

指 摘 内 容	件	数
都税について、評価の誤り等により課税不足または課税超過		件
となっているもの		7
請求漏れや計算間違いなどにより、収入漏れとなっているも		
0		9
事務処理の遅延により、収入が遅れているもの		
		5

(3)歳出(支出)関係

主な内容は表7のとおり。

(表7)歳出(支出)関係指摘

指 摘 内 容	件	数
契約内容や契約目途額が不適切、施設管理の不備に基づく過		件
大な支出等により不経済な支出が行われているもの		1 0
特命理由や業者選定が不適切で、契約の公平性・透明性の確		
保に問題があるもの		4

(4)財産関係

主な内容は表8のとおり。

(表8)財産関係指摘

指	摘	内	容	件	数
公有財産等の登録	等が適切に	行われて	いないもの		件
					6

3 観点別に見た指摘等の概要

(1)合規性の観点からの指摘

合規性の観点からの指摘は、都税の賦課・徴収が適切に行われていないもの、 財産の管理が適正に行われていないもの、契約事務手続に誤りがあるものなどで あり、全体の9割近くを占めている。これらの指摘に関しては、指摘の対象部所 は異なっていても、繰り返し、同様の誤った処理がなされている状況があり、各 局においては、監査結果を踏まえ、適正な事務処理を行うよう一層の努力が必要 である。その主な事例は、次のとおりである。

固定資産税・都市計画税に係る土地の評価を適正に行うべきもの

世田谷都税事務所では、固定資産税の評価額を算出するに当たり路線価の選定を誤り、固定資産税・都市計画税が136万700円(平成9年度から平成12年度までの試算合計)課税不足となっている。

(主税局 p.28)

物品の受入れ等の手続を適正に行うべきもの

物品の管理については、受入手続を行うとともに、財務会計システムのデータファイルに登録し、管理することとされているが、受入れ等の手続を行っていない事例が7部3事業所において認められた。

(生活文化局 p.36)

(環境局 p.44)

(産業労働局 p.62)

(東京消防庁 p.74)

(水道局 p.82)

滞納金を徴収すべきもの

大田市場において、仲卸業者が平成12年9月分から平成13年9月分までの施設使用料及び電気料(合計金額203万5,279円)を滞納している事例が認められた。

(中央卸売市場 p.64)

予定価格の積算を適切に行うべきもの

朝霞浄水管理事務所及び東部第二支所では、工事契約等の予定価格の決定に当たり、局長が定めた工事積算基準に基づき積算していない工事が4件認められた。

(水道局 p.81)

特命による随意契約を見直すべきもの

経理部では、特命理由に当たらない電気設備の保守点検、建物管理等の庁舎管理業務を、特命による随意契約で締結している事例が認められた。

(下水道局 p.85)

(2)経済性・効率性の観点からの指摘

経済性・効率性の観点は、無駄な支出を防止し、効率的な事務処理を求めるものである。その主な事例は、次のとおりである。

工事額の節減を図るべきもの

都立大学では、蓄電池交換工事を 2 件の契約に分割しているが、 1 件の工事として起工することにより、産業廃棄物運搬費、共通仮設費及び諸経費が節減となる事例が認められた。

(大学管理本部 p.22)

情報提供誌の送付方法の改善を図るべきもの

消費生活総合センターでは、「わたしは消費者」を同一の学校の校長及び消費者問題を担当する教員に同封しないで、別々に封入し郵送しているため、郵送料3 1万余円の支出が不経済となっている。

(生活文化局 p.36)

研修費用の受益者負担を図るべきもの

生活福祉部では、介護支援専門員を養成するため実務研修を実施しているが、 資料代を除き受講者に費用負担を求めていない。この実務研修は個人が介護支援 専門員としての資格を取得するために必要なものであることから受益者の負担と すべきである。

(福祉局 p.50)

診療報酬請求額の確定に係るチェック体制の整備を図り、費用の算定を適正に 指導すべきもの

荏原病院では、保険診療に用いられる医療用具・材料の費用の額の算定に当たり、担当者の連携不足などにより、実際の購入価格により算定することとされているのを誤り、旧価格により算定したため診療報酬が請求漏れとなっている。この事例については、過去においても指摘してきたところである。

(衛生局 p.54)

プールの管理を適切に行うべきもの

葛西南高等学校では、プールの使用の際、常にプール水をあふれさせ、プール水の浄化を図ることとしているが、プール使用後、水道栓を閉め忘れたことが主な要因となり、水道料金(前年同月に比較し83万7,586円)の支出が不経済となっている。

(教育庁 p.86)

(3)有効性の観点からの指摘

有効性の観点は、購入した物品等が目的に沿って使用されているかなど、投下された経費が有効に使われているかということを意味するものである。その主な事例は、次のとおりである。

委託契約の締結を適切な時期に行うべきもの

総務部では、職員に対するB型肝炎定期検診の委託契約を締結しているが、平成12年度は契約手続が遅延したことから、受診期間が短く、受診率が例年に比べ低調なものとなっている。

(衛生局 p.52)

第3 監査結果の詳細

1 全体事項

財務監査の名称を今年度から定例監査と改め、従来の財務監査に行政監査の視点を加えて実施した。以下、各局に共通する問題点について述べる。

(1)「重点監査事項」廃棄物の処理について

廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを促進し循環型社会を実現するためには、都も廃棄物の排出事業者の一人として、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要がある。

そのためには、

- ア 廃棄物の収集・運搬業者及び処分業者の選定は適切に行われているか
- イ 廃棄物の収集に際し、廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともに産業廃棄 物管理票との照合を適切に行っているか
- ウ 建設廃棄物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に 基づき適正に処理されているか
- などについて、常に留意しなければならない。

しかしながら、次のような事例が、29局中14局において認められた。

- ・ 産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、収集・運搬に ついては運搬許可業者に、また、処分については、処分許可業者にそれぞれ委 託しなければならないとされているが、運搬許可業者ではあるが処分許可業者 でない者と契約を締結しているものが4部16事業所において見受けられたこと。
- ・ 事業者は、廃棄物の排出の都度、産業廃棄物管理票に必要事項を記載して、 受託業者に交付し、受託業者による運搬処分の状況を把握することとされてい るが、産業廃棄物管理票に必要事項を記載していないもの、受託者以外の者に 交付しているものなどが3部6事業所において見受けられたこと。
- ・ 事業者は、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障のないようこれを保管することとされているが、利用者、家族等が容易に立ち入ることができる場所に保管されているものが2事業所において見受けられたこと。
- ・ 建設副産物のリサイクルを計画的かつ効率的に実施していくため、基本設計 から施工の各段階において、副産物の処理方法を取りまとめたリサイクル計画

書を作成することとされているが、作成がされていないものが3事業所において見受けられたこと。

都は、環境行政を積極的に推進する立場でありながら、都自体が廃棄物の排出 業者としての責任を十分に果たしているとはいえない状況となっている。各局は、 このような都の立場を十分に認識し、廃棄物の処理について、適切な対応を図ら れるよう努められたい。

(2)積算基準の作成について

積算基準の作成・決定に当たり経費の節減及び事務の効率化を検討すべきもの東京都工事施行規程(昭和46年東京都訓令甲第15号)第9条第1項によれば、設計は局長が定める設計基準に基づき行うものとされ、同条第2項では局長が定める設計基準は、(1)設計上の注意事項、(2)設計に関する技術的基準、(3)積算に関する基準、(4)その他必要な事項とされている。

設計基準については、設計担当者が、設計書を統一的かつ能率的に作成するためには、設計に際しての基準が明確になっていなければならないので、局長が各局における工事の種類規模等に応じて、設計基準を定めることとされたものであり、各局が、実情に応じて設計基準を定めるものである(昭和46年。東京都工事施行規程の全部改正について)。

ところで、この設計基準のうち、積算に関する基準(以下「積算基準」という。)について都市計画局、環境局、港湾局、産業労働局、住宅局、多摩都市整備本部、交通局、水道局及び下水道局(以下「都市計画局ほか8局」という。)における作成方法について見ると、建設局が決定した積算基準(共通編ほか9種類。以下「建設局基準」という。)をそのまま局の積算基準として採用し決定しており、その際、建設局長に対し著作物の利用申請を行い、建設局長の承認を得て、表紙及び奥付のみを自局名に差し替えた印刷請負契約を建設局と同一の請負業者と特命による随意契約により締結しているのが認められた。

都市計画局ほか8局における平成12年度積算基準の印刷請負契約について見たところ、表9のとおり、表紙及び奥付を変更し、かつ、印刷部数が少ないことから、共通編では、建設局が単価2,950円であるのに対し、単価3,480円~8,660円と、橋梁編では、建設局が単価1,250円であるのに対し、単価1,760円~6,600円と割高な金額で契約が締結されている。

しかし、都市計画局ほか8局が局の実情に応じた積算基準を作成せず、建設局

基準を用いるのであれば、積算基準の印刷に当たっては建設局による一括印刷方式、決定においては建設局基準を準用するなどの方法により、経費の節減及び事務の効率化を図ることが可能となるものと思われる。

都市計画局ほか8局は、積算基準の作成・決定に当って建設局との協議を行う など経費の節減及び事務の効率化を検討されたい。

(表9) 積算基準の契約締結状況

(衣ょ)慎昇奉年の英	こぶつがいいロンノンし	1	_	
	積算基2	隼(共通編)	積算基	** ^{きょうりょう} 生(橋 梁編)
	数量(冊)	単価(円)	数量(冊)	単価(円)
建設局	8 1 0	2,950	470	1,250
都市計画局	7	8,660	7	6,600
環境局	1 2	6,200	1 0	4,800
産業労働局	2 4	5,650	2 4	3,300
交通局	2 5	4,550	1 3	3,970
住宅局	3 3	4,160	1 0	4,900
水道局	5 5	3,670	4 6	1,760
下水道局	7 3	3,600	5 7	2,100
多摩都市整備本部	7 5	3,480	3 0	2,230
港湾局	7 8	3,480	3 8	1,950

積算基準のうち共通編・橋 梁編のみを抜粋

-

2 局別事項

総 務 局

1 実地監査期間

平成13年10月11日から同月23日まで (ただし、大島支庁は、平成13年10月29日から同月31日まで)

2 指摘事項

(歳 入)

(1)公園施設使用料の徴収を適正に行うべきもの

大島支庁は、東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号)第26条の規定に基づき、財団法人東京都公園協会に対し、都立大島公園内にある大島公園売店第2号(黒潮売店27.68 m²、敷地48.37m²)を来園者の利便に供するための物品販売施設として管理許可し、使用料を徴収している。

ところで、平成12年度における当該施設の使用料について見たところ、当該使用料は、東京都立公園条例施行規則(昭和32年東京都規則第37号)の一部改正により、平成12年4月1日より旧月額5,200円から新月額7,800円に改正されているにもかかわらず、支庁は、平成12年度の使用料を旧月額で徴収したことから、3万1,200円が徴収不足となっているのは適正でない。

支庁は、公園施設使用料の徴収を適正に行われたい。

(大島支庁)

(歳 入)

(2)個人事業税の課税標準の算定を適正に行うべきもの

所得税(国税)は、青色申告者の不動産所得の金額、事業所得の金額などの算定に当たって 青色申告特別控除額を控除できることとされているが、個人事業税(都税)は、青色申告特別 控除の適用がないことから、青色申告特別控除額を不動産所得の金額又は事業所得の金額に加 算して事業の所得金額を算定することとしている(主税局個人事業税課税事務提要)。

しかしながら、大島支庁におけるAほか2名の個人事業税の課税標準(事業の所得金額)の 算定について見たところ、課税対象外である不動産所得に係る青色申告特別控除額を、誤って 課税対象である事業所得に加算したことから、表1のとおり、課税標準が過大となり、その結 果、2万1,400円が課税超過となっており適正でない。

支庁は、個人事業税の課税標準の算定を適正に行われたい。

(大島支庁)

区分	`	個人事業税の課税標準	個人事業税額	個人事業税超過額
Α	用	6,102,457	160,100	11,400
	誤	6,331,334	171,500	
В	正	10,966,338	403,300	5,000
	誤	11,066,338	408,300	
С	正	30,678,176	1,388,900	5,000
	誤	30,778,176	1,393,900	
		個 人 事 業 税 超 過	到額計	21,400

(歳 出「重点監査事項」)

(3)建設廃棄物処理の事務手続を適切に行うべきもの

東京都建設リサイクルガイドライン(以下「ガイドライン」という。)によると、工事の積算に当たり、建設副産物の種類、再利用計画等を示したリサイクル計画書を作成し、コンクリート塊等の合計重量が20t以上発生する工事の起工に当たっては、工事設計書にリサイクル計画書を添付することになっている。

災害対策部は、平成12年度東京都総合防災訓練に使用した訓練用簡易道路(有明二丁目港湾局所有地内)の整地等工事の請負契約(契約金額:150万6,120円、契約期間:平成12.12.12.13)をAと締結している。

当該工事は、4,135 m²のアスファルト舗装を撤去するもので、510 tのアスファルト・コンクリート塊が発生することから、ガイドラインの対象工事となるものであるが、積算時におけるリサイクル計画書の作成がなされていないことは、適切でない。

部は、工事の起工に当たって、ガイドラインに基づく建設廃棄物処理の事務手続を適切に行われたい。

(災害対策部)

大学管理本部

1 実地監査期間

平成13年9月18日から同年10月2日まで

2 指摘事項

(歳 出)

(1)携帯用コンピュータの購入契約に係る予定価格の設定を適切に行うべきもの

都立科学技術大学は、表1のとおり、平成13年3月5日及び同月22日に同機種の携帯用コンピュータの購入契約を締結(契約業者:A)している。

当該契約に際しては、1回目の契約単価が19万1,000円であったのに対し、2回目は、 予定単価を10万2,000円引き上げて29万3,000円と設定している。

しかしながら、両契約に係る仕様書を見る限り、2回目の契約においては、LAN設定、ドライバインストール等を行うと指示しているが、インストールされた日本語ワープロソフト(1万円から2万円程度)では、10万円を超える単価差が生じるとは判断することができないものである。

大学は、携帯用コンピュータの購入契約に係る予定価格の設定を適切に行われたい。

(都立科学技術大学)

(表1)携帯用コンピュータの購入状況

品	占 名	機	種	購入数	予定単価	契約単価	契約日	納入日
1回目	携帯用 コンヒ [°] ュータ	シャー	プ製	1台	210,000 円	191,000 円	碱13.3.5	城13.3.19
		PC-MJ	720M					
2回目	携帯用コンヒ゜ュータ	シャー	プ製	5台	293,000 円	277,000 円	13.3.22	13.3.30
		PC-MJ	720M					

(歳 出)

(2) 郵券の購入及び管理を適切に行うべきもの

都立短期大学(昭島校舎)において、郵券の購入及び管理状況について見たところ、次のとおり、適切を欠くものが見受けられた。

大学は、平成13年3月15日に、表2のとおり、郵券を購入しているが、年度末までの 使用量を見込まないまま購入したため、多くのものを翌年度に繰り越すこととなっている。

大学は、平成12年度に、表3のとおり、郵券を3回購入(1回に約4か月分の使用量を まとめて購入)している。郵券は、金券類に当たるため、物品出納員から供用者への払出し は適宜適切(最大であっても1か月の使用量の範囲内)に行うこととされているが、購入時 にすべて払い出していることから、供用者が過大に保有することとなっている。 大学は、郵券の購入及び管理を適切に行われたい。

(都立短期大学)

(単位:枚、円)

(表2)平成12年度末における郵券の保有状況等 (単位:枚)

区分	平成13年3月15日	平成13年3月31日
	購入状況	現在保有数量
1 2 0 円切手	5 0 0	4 6 8
100円切手	3,000	1,943
9 0 円切手	5 0 0	5 4 2
8 0 円切手	8 0 0	7 3 8
5 0 円切手	2 0 0	2 1 6
1 0 円切手	2 5 0	2 5 7

(表3)平成12年度における郵券の購入状況

区分	平成13年3月15日	平成12年11月21日	平成12年7月18日
	購入	購入	購入
1 2 0 円切手	5 0 0	6 5 0	5 0 0
100円切手	3,000	4,820	2,400
9 0 円切手	5 0 0	6 0 0	1 0 0
8 0 円切手	8 0 0	1,000	1,000
5 0 円切手	2 0 0	2 0 0	
1 0 円切手	2 5 0	3 0 0	1 0 0
購入金額	481,500	707,000	390,000

(工事)

(3) 工事施行に係る起工を一括で行い工事額の節減を図るべきもの

都立大学は、補助電源として設置している無停電電源装置の蓄電池の劣化に伴い、表4のとおり、蓄電池交換工事契約を2件の契約に分割して締結している。

当該契約は、工事種別、入札日、契約日及び履行期限がすべて同一なものであり、1件の工事として起工することにより、産業廃棄物運搬費、共通仮設費及び諸経費が軽減され、2件の工事として起工した合計額より31万4,950円の節減となることが認められる。

大学は、工事施行に係る起工を一括で行い工事額の節減を図られたい。

(都立大学)

(表4)蓄電池交換工事契約の起工額の比較

工事件名(契約金額・請負者)	入札日	契約日	履行期限	起工額	一括起工額
都立大学講堂ほか 2 箇所蓄電池交換工事	平成	平成	平成		
(9,975,000円、 契約者 B)	13.2.15	13.2.16	13.3.30	10,363,500	(試算)
都立大学教養部棟別体育館蓄電池交換工事					16,485,050
(6,300,000円、 契約者 C)	13.2.15	13.2.16	13.3.30	6,436,500	
合 計				16,800,000	16,485,050

3 意見・要望事項

(財 産)

(1)財産(大講義室)の有効活用の方法について検討すべきもの

都立科学技術大学は、技術の開発、普及等を積極的に行うことを目的として、平成6年に科学技術交流施設(建物延床面積 1万5,963 m²。以下「交流センター」という。)を開設している。

この交流センターの 2 階部分には、A講(座席数 3 0 0) B講(座席数 4 0 0)の 2 つの 大講義室を有しているが、この大講義室について、平成 1 2 年度の使用状況を見たところ、地 域との交流のための使用や大学の講義としての使用実績がほとんどなく、入学式、卒業式等の 大学の行事や公開講座などの使用を含めても、年間の使用実績は少なく、財産の活用として非 効率な状態となっている。また、当該施設は、設置以来同様な使用状況となっており、財産の 管理上、行政財産として管理していくには、その活用を図る上で問題があると判断せざるを得 ない。

こうしたことから、大学は、「行政財産」から「普通財産」への変更も含め、大講義室が有効に活用されるようその方法について検討されたい。

(都立科学技術大学)

(金額:円)

(その他)

(2)授業料の減額及び免除制度のあり方について検討すべきもの

大学管理本部が運営する都立大学等4大学では、在学生より授業料(昼間課程:47万8,800円(都立短期大学、34万8,600円)、夜間課程:23万9,400円(都立短期大学、17万4,300円))を徴収している。

この授業料については、各大学の大学条例に基づき、「経済的理由又は特別の事情により授業料の納付が極めて困難と認められる者」に対しては、減額(半額)又は免除(以下「減免」という。)することができるとしている。

減免の基準(各大学の「授業料減免取扱要綱」による。)については、

都立科学技術大学、都立短期大学及び都立保健科学大学(以下「都立科学技術大学ほか2 大学」という。)は、表5のとおり、扶養者等の認定総所得額等に基づき算定される「家計評点」(家計の経済状況の判定)を基準として決定し、減免の範囲は、当該期の授業料収入予定額の8%以内の額とすること

都立大学は、国立大学において適用される減免の収入基準額を準用して減額対象者を決定しており、減免の範囲については、表6のとおり、当該期の授業料歳入予算の範囲内で正規学生6%以内、留学生100名以内とすること

としている。

このように、都立科学技術大学ほか2大学は、「家計評点」に基づいて減免対象者を決定しているのに対し、都立大学は、国立大学に準じた方法により減免対象者を決定することとしており、減免対象者の捉え方を異にしている。

また、都立科学技術大学ほか2大学の間においても、実際の減免の対象者についてその家計 評点を見ると、表5のとおり、大学間で相違のあることが認められた。

都立の4大学は、個別の条例に基づいて設置されておりそれぞれ独立した大学ではあるが、 同じ都立の大学の在学生に対する授業料減免について、大学ごとに取扱いに差が生じることは 必ずしも合理性があるとは言えず、各大学の管理を一元的に行う大学管理本部が設置されたこ とを機に、早期に減免制度のあり方について検討されたい。

(大学管理本部)

(表5)都立科学技術大学ほか2大学の減免取扱状況(平成12年度)

区分	減額対象	免 除 対 象
要綱上の減免基準	家計評点50点以上	家計評点90点以上
	90点未満	
都立科学技術大学	家計評点50点以上	家計評点90点以上
都立保健科学大学	9 0 点未満	
の実績		
都立短期大学の実績	家計評点50点以上	家計評点117点以上
	1 1 6 点以下	

(表6)都立大学の減免取扱状況(平成12年度)

区分	減 免 対 象
都立大学	正規学生 当該期の授業料歳入予算の6%以内の額
	留学生 100名以内(うち免除50名以内、減額50名以内)

主 税 局

1 実地監査期間

平成13年9月7日から同年10月5日まで

2 指摘事項

(都 税)

(1)固定資産税における減免の適用を適正に行うべきもの

地方税法(昭和25年法律第226号)第367条の規定(固定資産税の減免)に基づき、 公益のために直接専用する固定資産等であって、知事において減免の必要があると認めるもの については、当該固定資産税の納税者に対し、固定資産税を減免するとしている(東京都都税 条例(昭和25年東京都条例第56号)第134条第1項及び東京都都税条例施行規則(昭和 25年東京都規則第126号)第31条)。

ところで、各都税事務所が所管している固定資産税の平成12年度における減免処理状況について見たところ、次のとおり、 減免地積割合の算出を誤っているもの、 減免事由が止んでいる期間について減免しているものが見られたのは適正でない。

各所は、減免の適用を適正に行われたい。

(豊島都税事務所)

(葛飾都税事務所)

ア 減免地積割合の算出を誤っているもの

民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人が学生(学校法人又は準学校法人が設置する学校の学生又は生徒)の奨学援護事業を行うことを目的として設置した寄宿舎で、直接その用に供する家屋(学校法人又は準学校法人が設置する学校の学生を収容するもの)については、地方税法第348条第2項第26号の規定に基づき、固定資産税を非課税とし、管理人等の居宅部分は課税対象としている。

また、その敷地に係る土地については、一定の要件を具備する場合、管理人の居宅等一般の住宅と同様の使用状態にあるものを除き、直接その用に供しているものについて固定資産税を減免するものとしている(固定資産税及び都市計画税課税事務提要。以下「事務提要」という。)。ところで、土地の減免に当たっては、家屋に非課税部分がある場合について、事務提要事項(減免地積の算出に当たっては、家屋の一部につき減免対象がある場合には、原則として、当該家屋の減免部分(減免床面積)に対応する敷地についてのみ減免する。)を準用し、当該家屋の非課税部分に対応する敷地についてのみ減免する。(算出方法は表1の算式を参照)

しかしながら、豊島都税事務所は、Aが所有する寄宿舎(平成11年3月18日新築、平成

1 1年4月22日登記)に係る土地の固定資産税について、表1の算式方法による減免地積割合の算出に当たり、誤って減免額を算出したため、表2のとおり、平成12年度における固定資産税・都市計画税が95万1,600円課税超過となっている。

(表1)算式

減免地積割合 = (減免地積 ÷ 総地積) × (家屋の非課税対象床面積 ÷ 家屋の総床面積)
= (A) × (B)
A:{(総地積 - 減免対象外地積) ÷ 総地積 }
B:{(家屋の総床面積 - 非課税対象外の床面積) ÷ 家屋の総床面積 }
土地の減免割合 = 減免地積割合 × 減免率

(表2)平成12年度税額の正誤表

総地積	減免地積割合		税額		
1 , 2 5 4 . 2 2 m ²	(正)	(誤)	正税額	既税額	差額
(管理人駐車スペース21m²含む)			(A)	(B)	(B - A)
床面積	0.9544	0.0212	46,300円	997,900円	951,600円
2 , 5 4 2 . 1 7 m ²			(減免額	(減免額	(還付額)
(管理人室 7 4 . 8 2 m²を含む)			973,400円)	21,800円)	

イ 減免事由が止んでいる期間について減免しているもの

普通公衆浴場の事業の用に供する固定資産については、東京都都税条例第134条第1項第4号の規定に基づき、当該固定資産税の3分の2を減免することとしている。

また、減免の該当期間について、減免の事由が止んだことを確認したときは、当該年度分の 税額のうち、その事由が止んだ日までに経過した納期限に係る税額について減免することとし ている(固定資産税及び都市計画税課税事務提要)。

ところで、葛飾都税事務所は、Bが所有する普通公衆浴場事業の用に供する固定資産(減免床面積:259.01m²)について、平成12年2月17日に廃業していることから、平成12年度課税分について減免を取消したものの、平成11年度課税分のうち納期限が平成12年2月29日(第4期分)に到来しているもの(正税額:1万8,900円、既税額:8,400円)を誤って減免している。

その結果、固定資産税・都市計画税が1万500円課税不足となっている。

(都 税)

(2)同一画地の認定を適正に行うべきもの

固定資産税における土地(宅地)の評価は、原則として土地(補充)課税台帳に登録された 一筆の宅地を単位(1画地)として行われるが、隣接する二筆以上の宅地について、駐車場等 の敷地として一体利用されている場合は、当該宅地をもって単位とし、同一画地として合わせ て評価するものとしている。

なお、同一画地の認定に当たっては、所有者が同一であるかどうかは問わないものとしている(東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領)。

しかしながら、北都税事務所は、図1のとおり、Cが所有している の土地とDが所有している の土地について、駐車場用地として一体利用されているにもかかわらず、同一画地として認定していないのは適正でない。

この結果、表3のとおり、固定資産税・都市計画税が、 については、16万1,700円 (平成9年度から平成12年度までについて試算)の課税不足、 については、3万7,70 0円(平成9年度から平成12年度までについて試算)の課税超過となっている。

所は、同一画地の認定を適正に行われたい。

(北都税事務所)

(表 3)	税額正誤表
ľ	1K J)	

(単位:円)

所 在 地	年 度	正税額	既税額	差額(過不足額)
		(A)	(B)	(A-B)
	平成 9年度	326,700	286,300	40,400
北区浮間四丁目	平成10年度	326,700	286,200	40,500
(173.01 m ²)	平成11年度	326,600	286,200	40,400
	平成12年度	326,700	286,300	40,400
計		1,306,700	1,145,000	161,700
	平成 9年度	302,400	311,800	9,400
北区浮間四丁目	平成10年度	302,400	311,800	9,400
(160.16 m ²)	平成11年度	302,300	311,800	9,500
	平成12年度	302,300	311,700	9,400
計		1,209,400	1,247,100	37,700

 (図1)
 正 太線部は柵があり、駐車場として一体利用されている。

 面 160.16m²
 173.01m²

 路 線

(都 税)

(3)固定資産税における土地の評価額の算出を適正に行うべきもの

固定資産税における土地の評価は、地方税法第388条第1項で定める「固定資産評価基準」に基づき、土地の地目ごとにそれぞれ定める評価の方法によって行うこととされている。そのうち、主として市街地的形態を形成する地域における宅地の評価については、路線価を基礎とした「市街地宅地評価法」がとられている。

具体的には、各筆の宅地ごとに適用する路線価を選定し、この路線価に画地補正率(奥行、 形状等画地の現状に応じて求めた係数)を乗じて単位地積当たりの評点数を求め、これに各筆 の地積を乗じて得た数値(総評点数)に評点1点当りの価額を乗じて評価額を算出する方法に より行うこととされている(東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領)。

ところで、世田谷都税事務所が所管している宅地等の土地の評価額を見たところ、次のとおり、 適用する路線価の選定を誤って評価額を算出しているもの、 誤った画地補正率で評価額を算出しているものが見られたのは適正でない。

所は、土地の評価額の算出を適正に行われたい。

(世田谷都税事務所)

ア 適用する路線価の選定を誤って評価額を算出しているもの

土地の評価は、地方税法第409条の規定に基づき、原則として、3年ごとの基準年度において行うこととしている。

ところで、所は、Eが所有する世田谷区成城六丁目に存する二筆の宅地について、固定資産税の評価額を算出するに当たり、平成9基準年度の評価替え事務の際に適用する路線価(正面路線価)の選定を誤り、さらに、平成12基準年度の評価替え事務においても同様な誤りで評価を行っているため、評価額が平成9年度から過小に算出されている。

この結果、表4のとおり、固定資産税・都市計画税が136万700円(平成9年度から平成12年度までについて試算)課税不足となっている。

所 在 地	年 度	路 線 価		正 税 額	既 税 額	差額(不足額)
		(正)	(誤)	(A)	(B)	(A - B)
世田谷区	平成 9年度	521,000	270,000	465,900	323,400	142,500
成城六丁目	平成10年度	"	"	460,300	323,400	136,900
(280.98 m ²)	平成11年度	"	"	459,600	320,200	139,400
	平成12年度	490,000	269,000	466,400	318,900	147,500
世田谷区	平成 9年度	521,000	270,000	653,700	453,900	199,800
成城六丁目	平成10年度	"	"	646,000	453,900	192,100
(394.27 m ²)	平成11年度	"	"	644,900	449,400	195,500
	平成12年度	490,000	269,000	654,600	447,600	207,000
合 計				4,451,400	3,090,700	1,360,700

イ 誤った画地補正率で評価額を算出しているもの

高圧線下に位置するために利用上の制限を受けている宅地については、画地補正率として、表5のとおり、高圧線下地積の総地積に対する割合に応じた高圧線下補正率を乗じて評価額を 算出することとしている(東京都固定資産(土地)評価事務取扱要領)。

ところで、所は、Fが所有する世田谷区北烏山七丁目の土地(56.19 m²)について、同一画地としてその他二筆と合算評価しているが、単位地積当たりの評点を算出するに当たっては、三筆の総地積(1,604.48 m²)に対する高圧線下の地積(420 m²)の割合が26%であることから、高圧線下補正率を0.75とすべきところを、誤って0.5としたことにより、評価額を過小に算出している。

この結果、表6のとおり、固定資産税・都市計画税が4万6,500円(平成9年度から平成12年度までについて試算)課税不足となっている。

(表5)高圧線下補正率

高圧線下地積の		20%以上	50%以上	
総地積に対する割合	20%未満	50%未満	80%未満	80%以上
補 正 率	0.90	0.75	0.60	0.50

所 在 地	年	度	正税額	既 税 額	差額(不足額)
			(A)	(B)	(A - B)
	平成	9 年度	22,900	11,400	11,500
世田谷区北烏山七丁目	平成 1	0 年度	23,300	11,600	11,700
	平成 1	1年度	23,700	11,900	11,800
	平成 1	2 年度	23,500	12,000	11,500
合 計			93,400	46,900	46,500

(都 税)

(4)小規模住宅用地に対する特例措置の適用を適正に行うべきもの

専ら人の居住の用に供する家屋の敷地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該土地に係る通常の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額としている(地方税法第349条の3の2第1項:一般住宅用地の特例)。

さらに、前項の規定にかかわらず、その面積が200m²以下の土地にあっては当該面積、また、その面積が200m²を超える土地にあっては住宅1戸当たり200m²までの部分(以下「小規模住宅用地」という。)に係る課税標準は、当該土地に係る通常の固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額としている(同条第2項第1号及び第2号:小規模住宅用地の特例)。

ところで、世田谷都税事務所は、従来小規模住宅用地及び一般住宅用地として認定していた 世田谷区瀬田一丁目の土地(所有者G、住居1戸)について、図2のとおり、平成11年9月 に二筆に分筆されたことにより、平成12年度からは、この二筆の土地を同一画地として合算 評価している。

しかしながら、小規模住宅用地 $2\ 0\ 0\ m^2$ の認定に当たって、表 $7\ 0$ とおり、 の土地の一部 $1\ 4\ 0\ m^2$ を小規模住宅用地として課税したことから、 の土地について、小規模住宅用地 $6\ 0\ m^2$ で課税すべきところを、全地積を小規模住宅用地として課税していることは適正でない。

この結果、固定資産税・都市計画税が4万3,100円(平成12年度について試算)課税不足となっている。

所は、小規模住宅用地に対する特例措置の適用を適正に行われたい。

(世田谷都税事務所)

<u>(表7)</u>	平成 1 2 年度税額正誤表				(1	<u>単位:m ′)</u>
			住宅用地(正)		住宅用地(既)	
	所在地 (分筆後)	地 積	小規模	一般	小規模	一般
同一画:	地として合算評価したもの	529.96	200.00	329.96	298.99	230.97
分筆	世田谷区瀬田一丁目	370.97	140.00	230.97	140.00	230.97
内 訳	世田谷区瀬田一丁目	158.99	60.00	98.99	158.99	0.00
		税額	(正税額:	16 900円)	(既税額:	73.800円)

(図2)	158.99m²	/ X	370.97m²	
		*		
		ar ar ar		
	`_	part.		

(注) _ _ | 部分は、家屋の位置を示す。

(都 税)

(5)自動車税の事務処理手続を適切に行うべきもの

自動車税は、地方税法第145条の規定に基づき、自動車の所有者(納税義務者)に課する ものとしているが、所有者(納税義務者)の死亡等により調査を行った結果、納税義務者が未 確定(所有者が不明)で、現時点において課税することが適当でないと認めるものについては、 課税保留を行うこととしている。

また、自動車税の賦課については、陸運支局の自動車登録情報により作成された課税マスターファイルにより、自動車税総合事務所(以下「総合事務所」という。)が行っていることから、徴収引継をした都税事務所において、課税保留となるべき事実を把握した場合は、電算入力資料を総合事務所に送付することとしている(自動車税自動車取得税課税事務提要)。

ところで、葛飾都税事務所は、平成11年度における自動車税の納税義務者としていた日が平成10年10月22日に死亡し、現所有者が不明の状態であることが判明(平成12.5.12)したことから、平成11年度に課税した自動車税5万1,000円について、課税取消をし、課税保留するための電算入力資料を総合事務所に送付すべきであるにもかかわらず、これを送付せず、平成12年度に不納欠損処分していることは適切でない。

所は、自動車税の事務処理手続を適切に行われたい。

(葛飾都税事務所)

(歳 出「重点監査事項」)

(6)産業廃棄物に係る事務処理を適切に行うべきもの

産業廃棄物処理の排出事業者は運搬又は処分を他人に委託する場合、受託者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類(処理品目)及び数量等を記載した産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付しなければならないとしている(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第1項)。

ところで、平成12年度において港、目黒両都税事務所が行っている管理票の管理状況について見たところ、次のとおり、適切でないものが見られた。

各所は、産業廃棄物に係る事務処理を適切に行われたい。

(港都税事務所)

(目黒都税事務所)

ア 港都税事務所では、産業廃棄物の処理委託に当たり受託事業者へ交付すべき管理票の記載に 際し、当該産業廃棄物の主たる種類のみを記載している。

その結果、表8のとおり、契約では金属くずのほか、木くず、廃プラスチック類等が含まれた産業廃棄物の処理を委託しているにもかかわらず、処理の結果として業者から返送された管理票は、金属くずとなっており、委託した木くず、廃プラスチック類等の処理状況が不明となっている。

(表8)産業廃棄物処理委託状況

(単位:円)

	件名	契約の相手方	契約金額	主な廃棄物内容	産業廃棄物管理票記入状況
	不用品の廃棄処分委託	I	47,250	片袖机(金属くず)	産業廃棄物チェック項目
1	契約日:平成12.8.23	(収集運搬業者)		本箱(木くず)	:金属くず
l '	不用品の廃棄処分委託	J	4,410	割れガラス(ガラスくず)	数量・単位
	契約日:平成12.8.21	(中間処理業者)		等	: 8 m³
	不用品の廃棄処分委託	K	94,500	書庫(金属くず)	産業廃棄物チェック項目
2	_契約日:平成13.3.19	(収集運搬業者)		応接用テーブル(木くず)	:金属くず
_	不用品の廃棄物処理委託	L	24,706	電話機(廃プラスチック類)	数量・単位
	契約日:平成13.3.13	(中間処理業者)		等	: 1 2 m ³

|両契約とも、数量が明記されていない。(重量不明)

イ 目黒都税事務所が委託契約(契約の相手方: M、年間推定金額(単価契約): 34万3,665円、契約期間:平成12.4.1~平成13.3.3)により行っている産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、産業廃棄物を排出する都度、所が管理票を交付することとしている(廃棄物処理委託契約仕様書6-(6)-)。

ところで、当該産業廃棄物については毎週1回収集・運搬が行われているにもかかわらず、 所は産業廃棄物の排出の都度管理票を交付しておらず、月末に1か月分をまとめて1件として 交付している。

(歳 出「重点監査事項」)

(7)単価契約の事務処理を適切に行うべきもの

契約を締結する場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを 契約の相手方とし(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項)、単価契約の 場合は、単価をもってその予定価格とすることとしている(東京都契約事務規則(昭和39年 東京都規則第125号)第13条第1項)。

ところで、目黒、江戸川両都税事務所が委託している廃棄物の収集・運搬及び処分については、運搬及び処分の複数の項目を単価契約の方法により一括して契約を締結している。

しかしながら、この契約の内容について見たところ、 表9のとおり、契約単価が予定単価 を超えているもの、 表10のとおり、実処理量が予定数量を超えているにもかかわらず、新 たな契約を締結していないものが認められたのは適切でない。

各所は、単価契約の事務処理を適切に行われたい。

(目黒都税事務所)

(江戸川都税事務所)

(表9)単価比較表 (単位:円)

事務所名	件名・契約の相手方	契約期間	項目	予定単価	契約単価
目黒都税事務所	廃棄物処理委託・N	平成12.4.1~	一般廃棄物運搬	7.1	7.5
		平成13.3.31	一般廃棄物処分	11.9	12.5
江戸川都税事務所	廃棄物処理委託・O	平成12.4.1~	産業廃棄物		
		平成13.3.31	(不燃ゴミ)処分	22.0	30.0

(表10)処理量比較表

(単位:k

g)	事務所名	件名・契約の相手方	契約期間	項目	予定数量	実処理量
	目黒都税事務所	廃棄物処理委託・P	平成12.4.1~	ビン・缶	1 2 0	1 9 0
			平成13.3.31			

(歳 出「重点監査事項」)

(8) 一般廃棄物処理の契約を適正に行うべきもの

立川都税事務所は、平成12年度における一般廃棄物の処理について、複数項目の単価契約による委託契約(契約の相手方:Q、推定総金額:46万4,310円 契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31)を締結している。

ところで、この契約については、表 1 1 のとおり、処理すべき廃棄物の種目を可燃物及び不 燃物と定めている。

しかしながら、実績報告書(ゴミ処理作業報告書)によれば、表12のとおり、平成13年 1月から3月にかけて契約項目にない資源物の処理が行われ、その経費を支出していることが 認められたのは適正でない。

(立川都税事務所)

(表11)複数単価契約内訳表

(単位:kg、円)

種目	単 価	予 定 数 量	単価による推定金額
可 燃 物	3 3	11,400	376,200
不 燃 物	3 3	2,000	66,000
小 計			442,200
消費税及び地方消費税			22,110
合 計			464,310

(注)表11の単価については、市の処分手数料20円を含む。

(表12)ゴミ処理作業量内訳表

(単位:kg、円)

該当月	可燃物処理量	不燃物処理量	資源物処理量	合計処理量	支出済額
1月	1,143	3 8	1 5	1,196	41,441
2月	1,067	1 3	2 5	1 , 1 0 5	38,288
3月	1,587	9 8	4 6	1,731	59,979

生 活 文 化 局

1 実地監査期間

平成13年9月27日から同年10月5日まで

2 指摘事項

(歳 出「重点監査事項」)

(1)廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

都は、産業廃棄物処理等に係る委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、排出事業者に中間処理や最終処分が適正に行われたことを確認するよう指導している。

ところで、事業者は、その産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)で定める基準に従い、 運搬については、産業廃棄物収集運搬許可業者に、処分については、産業廃棄物処分許可業者 にそれぞれ委託しなければならない(法第12条第3項)とされている。

しかしながら、消費生活総合センターでは、不用品及び文書の廃棄処理委託(契約業者 A、金額11万5,500円)について、廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と契約を行っているものの、処分許可業者との契約を行っていないのは適正でない。

センターは、廃棄物に係る事務処理を適正に行われたい。

(消費生活総合センター)

(歳 出「重点監査事項」)

(2)廃棄物処理に係る書類の管理を厳正に行うべきもの

総務部は、ワープロ18台の廃棄処分に伴う運搬処理委託契約(契約業者B、契約金額:2 万3,625円、契約期間:平成12.4.4~26)を締結している。

しかしながら、部においてこの契約の関連書類を確認しようとしたところ、法により5年間保存が義務づけられている産業廃棄物管理票及び東京都文書管理規則(平成11年東京都規則第237号)で保存義務が定められている関係書類(契約書等)が、監査日(平成13.10.5)現在において所在不明となっており、廃棄物処理が適正に行われているかの確認ができない状態にある。

部は、法令等に基づき廃棄物処理に係る書類の管理を厳正に行われたい。

(総務部)

(歳 出)

(3) 教員向け情報提供誌「わたしは消費者」の送付方法の改善を図るべきもの

消費生活総合センターは、教員向け情報提供誌「わたしは消費者」を年4回作成(各回5,000部)し、公共機関等に配布している。

ところで、国立、公立、私立の各学校への配布に当たって、消費者問題を担当する教員が希望する場合には、同一の学校の校長及び当該教員に、別々に封入し郵送している。これは、校長あてのものは校長及び教員全員に読んでもらうため、教員あてのものは消費者教育の教材資料として役立ててもらうためであるとしている。

しかしながら、両者あての同情報誌を同封して郵送すると、郵送料31万余円(監査事務局 試算)の経費節減が可能となる。

センターは、速やかに教員向け情報提供誌「わたしは消費者」の送付方法の改善を図られた い。

(消費生活総合センター)

(財産)

(4)物品管理事務を適正に行うべきもの

物品の受入れ等事務については、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号。以下「規則」という。)第15条、第16条及び第36条の規定に基づき、その手続を行うとともに、規則第6条の2により、財務会計システムのデータファイルへ登録し、管理することが定められている。

しかしながら、監査日(平成13.10.5)現在、次のとおり、受入れ等の手続を行っていないのは適正でない。

局は、過去においても同様の指摘を受けていることから、職員の意識向上とチェック体制の確立などを図り、物品管理事務を適正に行われたい。

(総務部)

(都民協働部)

(文化振興部)

(消費生活部)

(消費生活総合センター)

ア 文化振興部は、表1のとおり、平成7年度に制作し、都立公園等に設置した彫刻作品について、備品として受入れ手続をしていない。

(表1) データファイルへの登録手続漏れ備品内訳

品 名	金 額(円)	個数(個)	購入年度
彫塑 (ROUND STRUCTURE 1995)	41,200,000	1	平成7年度
彫塑(重力の無い社)	41,200,000	1	"
彫塑('96美神の門)	41,200,000	1	"
彫塑(碧空の花)	41,200,000	1	"

イ 都民協働部(旧国際部及び旧女性青少年部)は、表2のとおり、平成12年度に購入した 備品85点について受入れ手続をしていない。

(表2) データファイルへの登録手続漏れ備品内訳

品 名	金 額(円)	台数(台)	購入年月
DVDプレーヤー	34,650	1	平成 1 2 . 6
案内板	47,628	3	13.3
スクリーン	38,010	1	13.3
図形入力装置	307,125	1	13.3
電子プリンター	108,780	1	13.3
パーソナルコンピューター	349,440	1	13.3
仕切り(ローパーテーション)	814,170	2 2	12.4
平机	30,975	1	12.4
ホワイトボード	104,160	2	12.4
スクリーン	210,945	3	12.4
衝立	34,545	1	12.3
長腰掛	103,320	4	12.3
渉外労務システムデータ保存用金庫	38,220	1	13.2
応接長テーブル	84,000	2	13.2
MDデッキほか40点	1,382,878	4 1	-
計	3,688,846	8 5	-

- ウ 消費生活総合センターでは、不用品への区分換え手続等を行っていないため、既に廃棄しているにもかかわらず、屈折計ほか4 1 2点が、財務会計システムのデータファイルに過大に登録されている。
- エ 総務部ほか3部では、表3のとおり、平成12年度に使用のために受け入れた都の所有に属しない借用動産について、データファイルへの登録が漏れている。また、既に返却されているにもかかわらず過大に登録されている。

(表3)借用動産の内訳

所属部	主 な 物 品	登録漏れ点数	過大登録点数
総務部	携帯用コンピューター	1 8	-
	ワードプロセッサー	-	8 7
都民協働部	携帯用コンピューター	9 5	-
文化振興部	携帯用コンピューター	4 8	-
消費生活部	携帯用コンピューター	4 2	-
合 計	-	2 0 3	8 7

都市計画局

1 実地監査期間

平成13年9月10日から同月17日まで

2 指摘事項

(その他)

(1)許可期間を経過している屋外広告物の現況調査を速やかに行うべきもの

広告塔や広告板などの屋外広告物については、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号。以下「広告物条例」という。)により、都市の美観風致を維持すること等を目的に、その形状、掲出方法等の基準が定められており、多摩地域については、屋外広告物の種類に応じて、都又は市が広告物の許可及び指導の事務を行っている。

ところで、この屋外広告物を表示・設置しようとする者は、許可申請を行い知事等の許可を受けなければならず、その際、広告物の種類に応じて所定の申請手数料(広告塔及び広告板の場合:面積5 m² までごとにつき2,800円、許可期間2年以内)を納付することとなっており、許可期間が満了したときは、5日以内に当該広告物を除却しなければならず、許可期間満了後更に継続して広告物を表示・設置しようとする場合は、期間満了の日の10日前までに継続許可申請を行い、上記申請手数料を納付しなければならないこととなっている(広告物条例第2条の2、第4条の2、第10条、第11条第2項及び第11条の3)。

しかしながら、多摩東部・多摩西部各建築指導事務所の屋外広告物台帳等を見たところ、監査日(平成13.9.11)現在、表1のとおり、許可期間を経過しているもので、継続許可申請の手続等がなされないまま、台帳に登録されているものが多数認められた。

両建築指導事務所は、継続許可申請の手続等が行われないまま、台帳に登録されている屋外 広告物の現況調査を速やかに行われたい。

(多摩東部建築指導事務所)

(多摩西部建築指導事務所)

(表1)多摩東部及び多摩西部建築指導事務所の屋外広告物の現況 (単位:件)

区分	総件数	許可期間中	除 却 済等	継続許可申請等が
				行われていないもの
多摩東部建築指導事務所	2,057	8 2 8	5 7 9	6 5 0
多摩西部建築指導事務所	2,408	1,078	6 9 2	6 3 8

環 境 局

1 実地監査期間

平成13年9月25日から同年10月3日まで

2 指摘事項

(歳 入)

(1)収納金にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

金銭出納員が取り扱った収納金については、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第29条第1項により、即日に納付書を使用し指定金融機関等に払い込む(ただし、収納金が1万円に達するまでの金額を取りまとめて払い込むことができる。)こととされている。また、同条第2項によれば、金銭出納員は歳入を収納したときは、収納金日報を作成し、歳入徴収者に報告しなければならないとされている。

さらに、収納金の歳入を調定したときは、同規則第23条第1項但書により、出納長が特に認めるものについては、月の初日から末日までの間の調定を取りまとめ、翌月5日までに財務会計システムに登録させることができるとされている。

総務部において、収納金(公文書の開示手数料)の事務処理について見たところ、表1のとおり、各月に現金を収納しているが、

金銭出納員が現金を受領した際、収納金日報を作成せず歳入徴収者に報告をしていないこと

収納金の取りまとめた金額が1万円を超えても、金融機関にその納付をしていないこと 各月分の歳入金額について、翌月に財務会計システムへの登録を行わず、5月から翌年の 3月までを一括して、3月末に登録していること

など、適正を欠く事務処理が認められた。

部は、収納金にかかわる事務処理を適正に行われたい。

(総務部)

(表1)収納金に係る収入状況

収入月	収入日	納付件数	納付金額	納 付 日	登 録 日
平成12年 4 月	17日	1件	30円	平成12年4月18日	平成12年4月18日
	28日	2件	1,510円		
5月	1.11.19日	3件	2,770円		
6月	8.23日	2件	3,790円	平成12年 6 月26日	
	29日	1件	7,840円	平成12年7月10日	
8月	8.9日	2件	2,250円	平成12年8月10日	
	25.28日	3件	10,930円		
9月	4.7.8.13.14日	5件	2,720円	平成12年9月18日	
	25.30日	3件	6,130円		
11月	10.13.22.27日	6件	30,970円		
12月	5日	1件	12,780円	平成12年12月11日	
	15日	1件	16,490円	平成12年12月18日	
平成13年 1月	5.9.10.12.22日	5件	10,450円		
2月	1.5.14.15.22日	5件	18,030円		
3月	6.13.22日	3件	20,060円	平成13年3月29日	平成13年3月30日

(歳 入)

(2)行政財産使用許可に伴う下水道料金の請求を適正に行うべきもの

東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第33条によれば「行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。」こととされている。

ところで、廃棄物埋立管理事務所は、環境局中防庁舎の一部を食堂・売店の営業を目的としてAに行政財産使用許可(許可期間:平成12.4.1~平成13.3.31)をしている。しかしながら、所は、電気、ガス、上水道料金(上水道の使用実績は表2のとおり)については徴収しているものの、監査日(平成13.9.28)現在、下水道料金相当額の請求を行っていないことが認められた。

所は、行政財産使用許可に伴う下水道料金の請求を適正に行うとともに、請求不足額について適切な措置を講じられたい。

(廃棄物埋立管理事務所)

(単位	:	m^3)

区分	4月	5	6	7	8	9	1 0	1 1	1 2	1	2	3	合 計
庁 舎	127	113	124	140	140	140	121	118	109	114	95	115	1,456
レストハウス	42	33	36	45	50	52	45	48	45	45	40	44	525
計	169	146	160	185	190	192	166	166	154	159	135	159	1,981

(歳 入)

(3)行政財産の使用許可にかかわる光熱水費の請求を適正に行うべきもの

廃棄物管理事務所は、河川清掃業務について、財団法人東京都環境整備公社(以下「公社」という。)と委託契約を締結(推定総金額:4億6,147万7,625円、契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31)している。

当該委託契約については、所が業務に必要となる船舶を貸与し、その船舶の係留基地となる 潮見分室及び厩橋分室について公社に行政財産の使用許可をしている。

この行政財産の使用許可に付帯する光熱水費については、協定により、両分室に常駐する所と公社職員の人数割合によって算定した額をそれぞれが負担することとされており、両分室とも、所職員2名と公社職員31名の割合で負担が行われている。

しかしながら、平成12年度からは、両分室の常駐職員は全て公社職員となっていることから、両分室にかかわる光熱水費は公社が全額負担すべきものである。その結果、平成12年度分において26万4,413円の請求不足となっていることが認められた。

所は、光熱水費の請求を適正に行うとともに、請求不足額について適切な措置を講じられたい。

(廃棄物管理事務所)

(歳 出「重点監査事項」)

(4)産業廃棄物の処分にかかわる委託契約を適正に行うべきもの

環境科学研究所は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分について、Bと委託契約を締結(契約金額:60万9,000円(金額内訳:運搬費42万円、処分費16万円、消費税2万9,00円)、契約年月日:平成13.3.9)して行っている。

産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45法律第137号)第12条第3項の規定により、産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者(以下「運搬許可業者」という。)に、また、処分については、産業廃棄物処分許可業者(以下「処分許可業者」という。)にそれぞれ委託しなければならないとされている。

しかしながら、所は、運搬許可業者ではあるが処分許可業者でないBに対して、処分まで含めて契約を行っており適正でない。

所は、産業廃棄物の処分にかかわる委託契約を適正に行われたい。

(環境科学研究所)

(歳 出)

(5)予算の配当申請及び契約代金の支払を適切に行うべきもの

総務部は、事務の効率化及び情報公開に対応するため、「FACOM汎用電子機器」等 15件のリース契約をCほか10社と締結(契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31、支払方法:毎月ごとの継続支払)しており、当該契約に係るリース料の支払については、物品を使用した月の翌月に支払うこととしている。

ところで、東京都予算事務規則(昭和40年東京都規則第83号)第19条により、歳出予算は、配当があった後でなければ、支出負担行為をすることができないとされているにもかかわらず、部は、契約日である4月1日に予算の配当を受けないまま、当該契約を締結していることが認められた。また、予算の配当申請が遅延したことから、4月分から7月分までのリース料を、8月になってまとめて支払っており適切でない。

部は、予算の配当申請及び契約代金の支払を適切に行われたい。

(総務部)

(歳 出)

(6)中央防波堤排水処理場等運転保守管理委託に係る契約変更を適切に行うべきもの

部は、「中央防波堤排水処理場等運転保守管理」についてDと委託契約を締結(契約期間: 平成12.4.1~平成13.3.31、契約金額:5億7,330万円)している。

この契約は、廃棄物最終処分場から発生する浸出水を効率的かつ適正に処理するとともに、 変電所などの関連施設を円滑に運営管理することを目的に施設の運転保守委託を行うものであ る。当該業務の中には、「運転管理に必要な水質管理(水質調査を含む。)及び設備の補修な どの保守管理」に関する業務があり、この経費の算出に当たっては、「水質分析業務要員」とし て年間365日、4名が日勤で勤務することとして算定している。

ところで、平成12年度の業務状況について運転状況管理日報を見たところ、処理場の3施設のうち、第2処理場は、平成13年1月から同年3月までの3か月間、また、第1処理場については、平成13年3月の1か月間運転休止しており、この期間には、当該施設での水質調査が行われていないことが認められた。

しかしながら、部は、この水質調査業務の休止に伴い契約変更を行うべきであるにもかかわらず、これを行っておらず適切でない。

部は、保守管理委託に係る契約変更を適切に行われたい。

(歳 出)

(7)契約方法を見直し適切な事務処理に努めるべきもの

移管事業調整室は、千代田合同庁舎の警備業務について、Eを特命して委託契約を締結(契約金額:111万2,580円、契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31)している。

当該契約における特命理由について見ると、

庁舎警備業務委託を開始した当初(昭和47年度)から警備業務を受託しており、実績と 信頼性を有すること

受託者が変更した場合は、工事及び専用通信回線の使用許可に日数を要するため、円滑な 警備業務の継続に支障をきたすおそれがあること

警備機器類、警備方法にノウハウを有していること

などとしている。

しかしながら、当該業務は、通常の警備業務であって他の業者でも行うことが可能であり、 当該理由により同社を特命する理由は見いだせず適切でない。

部は、契約方法の見直しを行い適切な事務処理に努められたい。

(移管事業調整室)

(財 産)

(8)物品の管理を適正に行うべきもの

東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)第6条の2の規定によれば、物品の購入契約を締結したときは、財務会計システムのデータファイルに登録し、その管理を行うこととされている。また、登録する単価及び金額については、消費税を含んだ金額で整理することとされている(「消費税導入に伴う会計事務及び物品管理事務の取扱いについて」平成元年出納長通知)。

環境評価部において、物品の管理状況について見たところ、

部は、平成13年1月25日に微小粒子状物質質量濃度自動測定記録計2台の購入契約を締結(契約金額:1,039万5,000円、履行年月日:平成13.3.30)しているが、監査日(平成13.10.3)現在、財務会計システムのデータファイルに登録していないこと

データファイルへの登録がされているものの、表3のとおり、登録金額が消費税を除いた 金額となっているものがあること

など適正を欠くものが認められた。

部は、物品の管理を適正に行われたい。

(表3)データファイルに誤った金額で登録されている事例

品 名	環境ホルモン類連続濃縮装置	水質自動計測装置(簡易測定機)
契 約 金 額	4,830,000円	6,195,000円
納入日	平成13年 2月 9日	平成12年12月25日
登録金額(誤)	1台:4,600,000円	1台:5,900,000円
登録金額(正)	1台:4,830,000円	1台:6,195,000円

(注)登録金額(誤)は消費税抜きの金額

福 祉 局

1 実地監査期間

平成13年10月9日から同月26日まで

2 指摘事項

(歳 入)

(1)行政財産の使用許可に伴う光熱水費の徴収を適正に行うべきもの

東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第33条によれば「行政財産を使用する者に対しては、当該財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。」こととされている。

ところで、板橋ナーシングホームは、職員団体に対して行政財産の使用許可(46.80m²) をしているが、監査日(平成13.10.18)現在、表1のとおり、事務機器等について電 気料金の徴収を行っていないことが認められた。

板橋ナーシングホームは、行政財産の使用許可に伴う光熱水費の徴収を適正に行われたい。 (板橋ナーシングホーム)

(表1)職員団体事務室の事務機器使用状況

機器名	No	· 使用開始年月			
パソコン	1 2 3 4 5 6 7	平成 8. 4 8. 9 13. 9 13. 9 12. 9			
プリンター	1 2	13.10 8.9			
テレビ	1	3.5			
複写機	1	12.6			

(歳 出「重点監査事項」)

(2)業務委託契約に係る事務処理を適切に行うべきもの

心身障害者福祉センター(以下「センター」という。)は、廃棄物処理委託契約(契約金額: 95万6,392円、契約期間:平成12.12.6~平成12.12.22)をAと締結している。

ところで、業務委託契約における仕様書の作成に当たっては、「所要人員の指定」をしない

こととし、契約書に添付する内訳書等には、人数及び1人当たりの単価を表示しないこととされている(「業務委託等の契約内容について」(昭和52年3月5日51財経庶第1201号財務局経理部長通知))。

しかしながら、当該契約書等について見たところ、センターは、廃棄物の解体費、作業費について、人数、1人当たりの単価が表示された請書をそのまま徴しており適切でない。

センターは、業務委託契約に係る事務処理を適切に行われたい。

(心身障害者福祉センター)

(歳 出「重点監査事項」)

(3) 事業系ごみ有料シールの購入を適切に行うべきもの

児童相談センターは、事業活動に伴う一般廃棄物の処理に当たって、事業系ごみ有料シール (201:単価108円、451:単価243円)を購入し、排出するごみに貼付している。 ところで、その購入状況を見ると、表2のとおり、年度末の3月中に、使用量を適切に見込まないまま2回購入し、そのほとんどを翌年度に繰り越していることが認められた。

児童相談センターは、事業系ごみ有料シールの購入を適切に行われたい。

(児童相談センター)

(表2)平成13年3月におけるシールの購入状況	(単位:村
-------------------------	-------

20ℓごみ有料シール			45ℓごみ有料シール			
月毎の平均使用枚数	1 0 0	. 25	月毎の平均使用枚数	1 2 7	. 6 6	
平成13年3月23日	3 0 0		平成13年3月23日	3 0 0		
平成13年3月29日	3 0 0		平成13年3月29日	3 0 0		
翌年度繰越枚数		5 7 5	翌年度繰越枚数		7 1 0	

(歳 出)

(4)給食調理業務委託にかかわる契約目途額の算定を適切に行うべきもの

障害福祉部は、生活実習所6箇所及び福祉作業所5箇所の給食調理業務の委託契約(11案件)を指名競争入札により行っている。

ところで、これら11箇所における各契約案件の契約目途額の決定方法について見ると、部は、「所により金額にかなりの差があることから、過去3か年の契約最高額を基準とすることが適当である。」とし、表3のとおり、11箇所すべてについて、平成9年度から平成11年度までの最高額の契約額をもって、平成12年度の契約目途額としていることが認められた。

このため、各所の契約目途額が、年間予定食数などに応じた設定となっておらず、また、生活実習所 6 箇所における 1 食当たりの契約目途額の単価については、最大で 2 倍以上の差が生じる結果となっている。

契約目途額は、調理方法及び調理食数などに基づき算定すべきものであり、単に過去の実績

額のみをもって算定するのは適切でない。

部は、各所における調理方法等の実態等を調査し、給食調理業務委託にかかわる契約目途額 の算定を適切に行われたい。

(障害福祉部)

(表3)平成12年度生活実習所等の契約目途額

	所	契約目途額 (A) (円)	施設定員	1日当 たり調 理食数 (食)	1月当 たり調 理日数 (日)	年間予定 食数(B) (食)	1 食当たり 契約目途額 (A)/(B) (円)	契約金額 (円)
生	小金井	9,095,100	42	60	21	15,227	597.3	9,045,750
活	八王子	5,715,360	36	52	21	13,270	430.7	5,686,380
実	府中	6,720,000	30	44	21	11,241	597.8	5,796,000
習	東村山	9,082,500	27	40	21	10,213	889.3	9,030,000
所	町田	9,082,500	36	52	21	13,260	685.0	4,725,000
	昭島	7,560,000	30	44	21	11,143	678.5	7,518,000
福	八王子	9,439,500	60	65	21	積算なし	\setminus 1	6,665,400
祉	青梅	8,914,500	60	65	21	"		8,442,000
作	調布	7,119,000	60	65	21	"		6,930,000
業	武蔵野	9,466,800	70	75	21	"		9,418,500
所	立川	9,418,500	75	80	21	"		9,366,084

(財 産)

(5)郵券の管理を適正に行うべきもの

東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)第25条第2項の規定によると、金 券類については、物品管理者は物品受払簿を備え、その使用状況を明らかにしておかなければ ならないこととされている。

ところで、子ども家庭部(計画課、育成課及び子育て推進課の3課)において80円切手の受払状況について見たところ、物品出納員の払出数と物品管理者の受入数に相違のあることが各課においてたびたび見受けられた。

そのため、監査日(平成13.10.25)現在、現品の実査をしたところ、育成課及び子育て推進課においては、受払簿の現在高と物品管理者の保有数量が相違(監査日以降の調査により、受払簿に誤記入があったことが判明し現品の確認ができた。)していることが認められるなど、郵券の管理に適正を欠くものとなっている。

部は、郵券の管理を適正に行われたい。

(子ども家庭部)

(その他「重点監査事項」)

(6)産業廃棄物の保管場所及び掲示板の設置を適切に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び同法施行令(昭和4

6年政令第300号)に基づく産業廃棄物保管基準及び特別管理産業廃棄物保管基準によると、 事業者は、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障の ないようこれを保管するとともに、保管に当たっては、見やすい場所に保管場所である旨等を 表示した掲示板を設けることとされている。

東村山ナーシングホーム、東村山老人ホーム及び多摩老人医療センターは、産業廃棄物を排出しているが、その保管等の状況を見たところ、

東村山ナーシングホームは、特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)を専用容器によって保 管しているが、保管場所は汚物処理室など利用者、家族等が容易に立ち入ることができる所 となっており、生活環境の保全上好ましくないこと

東村山老人ホーム及び多摩老人医療センターは、保管場所にその旨を表示した掲示板を設置していないこと

など、保管場所の設置及び表示に適切を欠くものが認められた。

東村山ナーシングホームは適切な保管場所を設け、また、東村山老人ホーム及び多摩老人医療センターにおいても、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の保管場所である旨の掲示板を設置し、その管理を適切に行われたい。

(東村山ナーシングホーム)

(東村山老人ホーム)

(多摩老人医療センター)

(その他「重点監査事項」)

(7)研究用試薬の廃棄委託に係る契約を適切に行うべきもの

老人医療センターは、研究施設の一部廃止に伴い不用となった研究用試薬の運搬及び廃棄処理委託契約をBと締結(契約金額:30万9,750円、契約期間:平成12.12.20~平成13.2.28、廃棄物:塩化カルシウムほか270件)している。

ところで、当該契約の内容を見たところ、表4のとおり、廃棄物の一部に容器のラベルがは がれ落ちたこと等によって品名を不明とするものが含まれており、その処分費についても品名 等が不明のまま算定していることが見受けられた。

しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号) 第8条の4の2第6号の規定によると、委託契約書には、当該廃棄物の種類、性状、取り扱う 際の注意事項等、適正な処理のために必要な情報を記載することとされていることから、成分 の特定できない試薬を不明としたまま委託契約していることは適切でない。

老人医療センターは、研究用試薬の廃棄委託に係る契約を適切に行われたい。

(老人医療センター)

(表4)廃棄試薬契約内訳(塩化カルシウムほか270件のうちの一部)

	品名	容量	単位	本数	単 価(円)	金 額(円)
1	塩化カルシウム	500	g	1		800
7	不 明	500	g	2	800	1,600
49	ベンゼン	500	m l	2 2	1,000	22,000
79	ジクロロメタン	500	m l	1		1,200
178	不 明	100	g	1		200
202	不 明	500	m l	1		800
209	不 明	500	g	2	800	1,600
219	不 明	500	m l	2	800	1,600
225	不 明	2 5	g	2	200	4 0 0
271	特廃酸	2 0	l	1		2,000

(その他)

(8)介護支援専門員実務研修に係る研修費用の受益者負担を図るべきもの

局は、介護支援専門員を養成するための介護支援専門員実務研修(以下「実務研修」という。) を C に委託(契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31、契約金額5,819万円(介 護支援専門員現任研修を含む。)) している。

この介護支援専門員については、介護支援専門員実務研修受講試験(以下「実務研修受講試験」という。)に合格した者が、実務研修を終了し介護支援専門員名簿に登録されることで、 その資格が与えられることとなっている。

ところで、介護支援専門員の資格取得のための費用負担について見ると、実務研修受講試験 は、受験者の個人負担となっているのに対し、実務研修については、資料代等を除き上記委託 料により負担している。

しかしながら、これらは個人が介護支援専門員としての資格を取得するために必要なものであることから、その費用については、資格を取得しようとする者が負担すべきものであり、実務研修受講試験と同様に実務研修についても受益者の負担とすべきである。

局は、実務研修に係る研修費用について受益者負担を図られたい。

(生活福祉部)

衛 生 局

1 実地監査期間

平成13年12月11日から同月21日まで (なお、島しょ保健所大島出張所は、平成13年10月29日)

2 指摘事項

(歳 出「重点監査事項」)

(1)産業廃棄物に係る委託契約の適正な履行に当たり業者指導に努めるべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第10項によると、廃棄物の収集運搬業者及び処分業者が事業者から委託を受けた産業廃棄物の収集・運搬及び処分を他人に委託することは、事業者からあらかじめ書面による承諾がある場合等に限りできるものとされている。

ところで、衛生研究所は、所内で発生した廃液等の収集・運搬及び処理に関する委託契約をAと締結(契約期間:平成12.4.3~平成13.3.31、推定総金額:243万5,895円)しているが、Aから提出された産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)の収集運搬業者の欄には、Bの名称が記載されていることが確認された。

このことについて調査したところ、Aは、研究所の承諾を受けることなく、収集・運搬業務をBに再委託していることが認められ適正でない。

研究所は、管理票の内容を確認することなどにより、産業廃棄物に係る委託契約の適正な履行に当たり業者指導に努められたい。

(衛生研究所)

(歳 出「重点監査事項」)

(2)指名競争入札参加者の指名を適正に行うべきもの

物品買入等に係る指名競争入札参加者の指名に当たっては、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)により、中小企業を育成するとの趣旨から、東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準(平成7年12月20日付7財経総第1050号財務局長通知。以下「指名基準」という。)により行うこととされている。

指名基準によれば、発注契約の指名に当たっては、発注契約の種類及び予定価格に対応する 等級に属する者のうちから指名することとし、当該等級に属する者が少ない場合等において、 特に必要がある場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、当 該等級の直近上位及び下位の等級に属する者のうちから指名することができるとされている。

ところで、府中療育センターが締結している可燃物の処理委託契約(入札予定価格:189

万円) 残飯処理委託契約(入札予定価格: 1 2 6万9, 4 5 0円)及び産業廃棄物収集・運搬委託契約(入札予定価格: 2 6 2万5, 0 0 0円)については、その発注予定価格からして C 等級に属する者のうちから入札参加者を指名すべきところ、センターの所在する市には C 等級の業者が少ないことなどを理由として、表 1 のとおり、すべて C 等級以外の者を指名しているのは適正でない。

センターは、中小企業を育成する指名基準の趣旨から、指名競争入札参加者についてその地域を広げるなどし、指名を適正に行われたい。

(府中療育センター)

(表1)指名競争入札参加状況

件名	等級別参加者数	落札者
可燃物処理委託契約	A 等級 2 者	口华机士
	B 等級 4 者	B等級者
残飯処理委託契約	A 等級 1 者	D \$47.44
	B 等級 4 者	B等級者
産業廃棄物収集・運搬契約	A 等級 1 者	口体机士
	B等級4者	B等級者

(歳 出)

(3)委託契約を適切な時期に行うべきもの

総務部は、職員の健康管理対策の一環として、毎年度、「職員のB型肝炎予防対策実施要綱」に基づき、感染のおそれのある職員に対するB型肝炎定期検診事業を委託契約(平成12年度の契約期間:平成12.12.7~平成13.3.31)により実施している。

ところで、当該定期検診の受診率を見たところ、平成 1 2 年度は、例年(平成 1 0 年度 7 5 . 7 %、平成 1 1 年度 7 7 . 5 %)に比べ低調(6 0 . 5 %)なものとなっていることが認められた。

これは、毎年度、委託契約を年度当初に締結し、年間スケジュールの中で検診を行っているが、平成12年度は、委託契約の手続が遅延したことから、受診期間が平成12年12月から 平成13年3月末までの4か月間となったこと等により、受診率の大幅な低下を招く結果となったものである。

部は、受診機会を確保するため、定期検診の委託契約を適切な時期に行われたい。

(総務部)

(その他「重点監査事項」)

(4)産業廃棄物等の保管及び掲示板の設置を適切に行うべきもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び同法施行令(昭和46年政令第300号)に基づく産業廃棄物保管基準及び特別管理産業廃棄物保管基準によると、事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障がないようこれを保管するとともに、保管に当たっては、見やすい場所に保管場所である旨等を表示した掲示板を設けることとされている。

ところで、町田保健所、府中療育センター及び北療育医療センターにおける産業廃棄物等の 保管状況等を見たところ、

町田保健所は、特別管理産業廃棄物について専用容器(MDボックス)による保管が適切でなく、また、保管場所にその旨を表示した掲示板を設置していないこと

府中療育センター及び北療育医療センターは、保管場所にその旨を表示した掲示板を設置 していないこと

など、保管及び掲示板の設置に適切を欠くものが認められた。

所及びセンターは、産業廃棄物等の保管及び掲示板の設置を適切に行われたい。

(町田保健所)(府中療育センター)(北療育医療センター)

衛生局(病院会計)

1 実地監査期間

平成13年9月3日から同月26日まで

2 指摘事項

(収入)

(1)診療報酬請求額の確定に係るチェック体制の整備を図り、費用の算定を適正に行うよう指導 すべきもの

都立病院における療養に要する費用の額の算定は、健康保険法(大正11年法律第70号) 第43条ノ9第2項の規定に基づき、「健康保険法の規定による療養に関する費用の額の算定 方法」(平成6年3月厚生省告示第54号)により行うこととされている。

また、保険診療に用いられる医療用具・材料(以下「特定保険医療材料」という。)で「特定保険医療材料及びその材料価格」(平成12年3月厚生省告示第85号。平成12年4月1日から適用、以下「材料価格基準」という。)において、都道府県における購入価格によるとされているものについては、実際に医療機関が購入した価格により算定すること(特定保健医療材料及びその購入価格(材料価格基準)の制定に伴う実施上の留意事項について(平成10年3月20日保険発第37号))とされている。

ところで、荏原病院では、材料価格基準で都道府県における購入価格によるとされている特定保険医療材料について、実際に購入した価格により算定すべきところを旧購入価格で算定したため、表1のとおり、4万8,300円が請求漏れとなっているものが認められた。

この誤りが発生する原因は、病院会計で運用している医事会計システムが、特定保険医療材料について、購入の都度新たなコード設定をし、価格等の登録を行っているため、同一品目で異なったコードが存在し、誤ったコードが使用され易いことによるもので、過去においてもこの種の請求もれを指摘してきたところである。

しかしながら、このシステムの改善には多額の支出を要することとなることから、システム の入力の際のチェックを厳しく実施することなどにより的確な算定を行うべきである。

病院事業部は、診療報酬請求額を確定する際に特定保険医療材料について材料の購入担当と 診療報酬請求の担当との連携を確実にするなどチェック体制の整備を図り、療養に要する費用 の額の算定を適正に行うよう指導されたい。

(病院事業部)

(表1)特定保険医療材料の購入及び診療報酬請求の状況

品 名	算定価格(A)	購入価格(B)	請求漏れ金額(B)-(A)
ペーシングリー	ド 28万9,800円	33万8,100円	4万8,300円

(支 出「重点監査事項」)

(2)契約違約金を請求すべきもの

神経病院は、感染性廃棄物特別管理廃棄物処分委託をAと単価契約により締結している(契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31、推定総金額:300万3,000円、支出額:238万5,763円)。

ところで、Aの焼却炉が平成13年2月18日に故障し、その後の廃棄物中間処理ができなかったことから、病院は、新たに別の業者と感染性廃棄物特別管理廃棄物処分委託の契約を締結している。

しかしながら、病院は、Aが焼却炉の故障により、本件委託業務の履行を見込めないにもかかわらず、契約の解除(契約書第16条第1項第1号)手続を行っておらず、契約金額から履行部分を控除した額(61万7,237円)の100分の10に相当する額を違約金として請求していないのは適正でない。

病院は、契約違約金を請求すべきである。

(神経病院)

(支 出)

(3)契約事務手続を適正に行うべきもの

各病院における契約事務手続について見たところ、次のとおり、不適正な事例が認められた。 病院は、契約事務手続を適正に行われたい。

ア 豊島病院は、空調機フィルター交換を、Bと複数単価契約により締結(契約年月日:平成 13年3月1日、支出額998万3,620円)している。

ところで、この契約内容について見たところ、空調機の各種フィルターの交換数量は合計 1,190枚と確定していることから、総価による競争入札で契約すべきである。

(豊島病院)

イ 各病院では、「指名競争入札等業者選定委員会(以下「委員会」という。)の設置について(5衛病指第661号)」に基づき、委員会の設置要綱を定め、指名競争入札にかける契約案件について審議を行い、指名業者の選定を行うこととしている。

ところで、委員会に付議すべき契約案件について見たところ、広尾病院では15件中9件が、母子保健院では5件すべてが付議されていない。

(広尾病院)

(母子保健院)

ウ 東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)によれば、工事、製造等につい

ての請負又は委託で、契約金額が150万円未満のものをするときは、契約書の作成を省略できるとされ(第38条第1項)、この場合においては、請書その他これに準ずる書面を徴することとされている(第39条)。

広尾病院及び豊島病院は、表2のとおり、修繕及び工事契約を締結しているが、両契約と も、契約金額が150万円を超えているにもかかわらず、契約書を作成せず請書を徴してい る。

(広尾病院)

(豊島病院)

(表2)病院の契約内容

病院名	件	名	契 約 金 額	契約年月日
広尾病院	テレリフト	修理工事	1,688,505円	平成13.1.10
豊島病院	小児科病棟:	空調設備工事	2,492,700円	平成13.3.1

(支 出)

(4)エネルギー棟に係る修繕経費について負担させるべく協議を行うべきもの

府中病院では、病院が管理しているエネルギー棟ほか2設備を府中キャンパス内に所在する神経病院、府中療育センター、財団法人東京都医学研究機構東京都神経科学総合研究所及び財団法人東京都健康推進財団多摩がん検診センターと共同利用しており、これらに係る維持管理、諸経費に関して、各施設と「平成12年度設備共同利用に係る維持管理、諸経費の分担に関する協定(以下「協定書」という。)」を締結している(期間:平成12.4.1~平成13.3.31)。

このうち、エネルギー棟の維持管理に要する経費(共同利用分)の各施設の負担については、協定書第2条及び第3条により、電気設備保守に要する経費など毎年経常的に生じる維持管理 経費及び建物・設備の減価償却費相当額を使用量等に応じて負担することとしている。

ところで、病院は、エネルギー棟について、表3のとおりの修繕を行っているが、協定書に は修繕に係る経費の負担についての具体的な定めがないことを理由として、その全額を負担し ている。

しかしながら、この修繕は、老朽化による故障、交換であり共同利用施設の維持に欠くことのできない経費であることから、協定書における維持管理、諸経費の負担割合に含めるものとすべきである。

病院は、エネルギー棟に係る修繕経費を関係各機関に負担させるべく協議を行われたい。

(府中病院)

(表3)エネルギー棟の修理一覧

件名	契約締結日	契約金額
エネルギー棟ボイラー 1 号機用蒸気発生器修理	平成12.5.12	1,512,000円
エネルギー棟排風機修理	平成12.5.16	1,081,500円
エネルギー棟ボイラー押込送風機修理	平成12.7.13	735,000円
エネルギー棟給湯設備改修工事	平成13.1.12	607,575円
合 計		3,936,075円

(支 出)

(5)経費の支払を適正に行うべきもの

荏原病院は、病院設備運転保守管理委託契約(契約金額1億7,535万円、契約期間平成12.4.1~平成13.3.31)をCと締結し、設備運転、日常点検及び特別点検の項目に区分した仕様を定めて各月毎に履行された部分について経費を支払っている。

ところで、このうち特別点検の実施状況及び経費の支払状況について見たところ、病院は、表4のとおり、当初平成12年7月に実施する予定であった受水槽、高置水槽及び中水受水槽等の点検を平成12年12月及び平成13年1月に変更し、実施しているにもかかわらず、業務の履行内容について精査確認を行わず、実施日程を変更した定期点検部分(97万6,000円)を含めて平成12年7月実施分として平成12年8月14日に支払っているのは適正でない。

病院は、経費の支払を適正に行われたい。

(荏原病院)

(表4)点検実施日及び支払日

対 象	定期点検実施日	支 払 日
受水槽		
高置水槽	平成 1 2 年 1 2 月 1 2 日	
中水受水槽		
雑用水高置水槽	平成13年1月13日	平成12年8月14日
中水高置水槽		
雑用水受水槽	平成13年1月14日	

(支 出)

(6)適正な科目で支出すべきもの

衛生局が定める「病院事業における修繕料支弁基準」(昭和50年衛生局長通知)によれば、 資本的支出に該当することが明確な場合として、 増築、改築、延長等、物理的に付加された ことが明らかな場合、 取替え部分の品質、構造の著しい改良を目的とする場合、 全部更新 の場合等としている。

ところで、墨東病院は、平成13年3月に院内18箇所の誘導サイン等の改修工事(契約金額:126万円)を行っているが、この改修工事の内容についてみたところ、病棟1階スタンドサイン(可動式、製作費用46万円)が新設されている。

このスタンドサインは工事により新たに取得した備品であることから、支出は資本的支出の 備品購入費とすべきであるにもかかわらず、収益的支出の修繕料としているのは適正でない。 病院は、適正な科目で支出されたい。

(墨東病院)

産業労働局

1 実地監査期間

平成13年10月29日から同年11月13日まで

2 指摘事項

(歳 出「重点監査事項」)

(1)産業廃棄物の処理委託を適正に行うべきもの

産業廃棄物の排出事業者は、その産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に、処分については、法に基づく許可を受けた産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならないとされ、また、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれる者に委託しなければならないとされている。

さらに、産業廃棄物を引き渡す際に、受託者に対し、産業廃棄物の種類、数量等を記載した 産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を交付し、運搬又は処分が終了したことを受託 者から送付される管理票の写しにより確認し、これを5年間保存しなければならないとされて いる。

ところで、各事業所の産業廃棄物の処理委託について見たところ、次のとおり、適正でない ものが認められた。

各事業所は、産業廃棄物の処理委託を適正に行われたい。

(農業試験場)

(板橋技術専門校)

(職業能力開発研修所)

- ア 農業試験場では、平成13年2月6日、廃プラスチック(4.0 m³)及び廃鉄パイプ等(780kg)の産業廃棄物の処理委託契約(契約金額:9万4,500円)を産業廃棄物の収集運搬業のみの許可を受けた業者であるAと締結し、収集・運搬及び処分を合わせて委託している。
- イ 板橋技術専門校では、表1のとおり、産業廃棄物の収集・運搬及び処分の委託を行っているが、金属くずについて処分業の許可を受けていない受託業者にこれを含めて処分を委託している。

(表1)産業廃棄物処理委託状況

契約 日	契 約 先	契約金額	産業廃棄物の内容
平成12.9.4	В	256,200円	廃プラスチック類 20 m³
			金属くず 13 m³
平成13.2.20	В	268,800円	廃プラスチック類 19 m³
			金属くず 41 m³

ウ 職業能力開発研修所では、表2のとおり、産業廃棄物等の処理委託を行っているが、契約 先が産業廃棄物の収集・運搬業及び処分業の許可を受けているか許可証により確認せずに委 託している。この結果、処分業の許可を受けていない者に処分も合わせて委託することとなっている。

また、監査日(平成13.11.1)現在、管理票の所在が不明のため、その処理状況が確認できないものとなっている。

(表2)産業廃棄物等処理委託状況

契	約	日	契	約	先	契約金額	産業廃棄物の内容
							産業廃棄物(廃プラスチック類)
平成 1	3 .	3.15		C		87,782円	1,300kg
							文書類 940kg

(歳 出)

(2)土地の賃借契約事務を適切に行うべきもの

東京都都民の森は、森林の育成、林業の振興等を目的として設置されており、東京都檜原都 民の森と東京都奥多摩都民の森の2箇所が設置されている(東京都都民の森条例(平成2年東 京都条例第62号)。

ところで、農林水産部は、東京都奥多摩都民の森における都有地以外の土地に係る土地所有者との賃借契約の一部が平成12年3月31日に満了することから、その更新のため同年4月10日に財務局財産運用部に土地の評価を依頼し、これに対する回答を同年5月25日に受けている。その後、平成13年1月25日に、表3のとおり契約更新を行っている。

しかしながら、更新前の契約期間は、平成9年4月1日から平成12年3月31日までとなっており、満了時期が明らかであるにもかかわらず評価依頼を平成12年4月に行っていること、さらにその回答があった後、長期間を経過して契約更新を行っており適切でない。

部は、土地の賃借契約事務を適切に行われたい。

(農林水産部)

(表3)契約締結状況

所	在	土地所有者	地積	契約期間	契約締結日	契約金額及び支払日
			(m²)			(平成12年度分)
西多摩郡 奥多摩町境栃寄		D	282.62	平成12.4.1 ~	平成13.1.25	年額 105,134円 平成13.5.24
西多摩郡	3	D		平成15 . 3 . 31		年額 193,960円
奥多摩町	「境栃寄	E	521.40			平成13.5.24
		(持ち分1/2ずつ)				

(歳 出)

(3)委託料の額の確定を適切に行うべきもの

農林水産部は、公共施設等に緑化用苗木を供給し、その緑化を推進するとともに、市街化区 域農地の保全を図るため、苗木生産供給事業を行っている。

事業実施に当たり、部は、東京都苗木生産供給事業管理運営委託契約を財団法人東京都農林 水産振興財団と締結し、同財団はこれに基づき、苗木の購入、栽培管理及び掘取運搬の業務を 行っている。

当該契約によると、委託料は、概算払いにより四半期ごとに支払うものとし、契約期間が満了したときは、栽培管理費及び掘取運搬費について精算書が添付された実績報告書の提出を受け、委託料の額の確定及び精算を行うとしている。

ところで、この実績報告書を見たところ、栽培管理費と掘取運搬費について、表4のとおり、 実績報告書に記載の額と添付された精算書の集計額との間に多額の差異が認められた。監査日 (平成13.11.9)後、当該差異は精算書の添付もれであることが確認されたが、提出を 受けた時に精算書の添付漏れを発見できず、実績報告書に記載された額の確認を行わないまま 委託料の額を確定し、精算しているのは適切でない。

部は、委託料の額の確定を適切に行われたい。

(農林水産部)

(表4)東京都苗木生産供給事業管理運営委託費の差異 (単位:円)

経費区分	実績報告書に記載	添付された精算書	差異
	の額	の集計額	
苗木購入費	98,123,253	98,123,253	0
栽培管理費	129,707,023	5,505,387	124,201,636
掘取運搬費	198,110,358	52,448,811	145,661,547
事務費	20,924,207	20,924,207	0
合 計	446,864,841	177,001,658	269,863,183

(財産)

(4)物品管理事務を適正に行うべきもの

物品の購入等に伴う受入れ、貸付け、不用品の廃棄に伴う払出し等については、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号。以下「規則」という。)に基づき、その手続を行うとともに、規則第6条の2により、財務会計システムのデータファイルへ登録し、管理することとされている。

しかしながら、次のとおり、財務会計システムへの登録がされていないのは適正でない。 部及び所は、物品管理事務を適正に行われたい。

(商工部)

(亀戸労政事務所)

ア 商工部は、毎年度産業貿易センター(浜松町館、台東館)の管理運営委託等及び建物維持 管理を財団法人東京都中小企業振興公社(以下「公社」という。)に委託(平成12年度契 約金額:8億115万2,000円)している。

このうち、委託料で購入した物品(購入予定価格2万円以上で、工事により受け入れた物品も含む。)は都の財産となることから、委託契約書第3条第2項に基づき物品の保全について定めている「物品の取扱いに関する要領」により、精算のとき、物品購入報告書により部に報告することとしている。また、使用不適物品も物品使用不適報告書により部に報告することとしている。

ところで、受託者である公社は、平成12年度に、表5のとおり、無線機ほか14品目、253点、1,319万5,896円の物品を購入し、平成13年4月4日付けで物品購入報告書を、また無線機ほか7品目、37点の物品使用不適報告書を平成13年4月2日付けで部に提出している。

しかしながら、これらの購入物品及び使用不適物品について、監査日(平成13.11. 5)現在、財務会計システムのデータファイルへ登録していない。

また、工事により取得した案内看板1点(契約金額:86万1,000円)についても、 監査日現在、財務会計システムのデータファイルへ登録していない。

(表5)物品の購入状況等

X		品名	数景(占)	単価(円)	金額(円)			
分		ш 🗀	双里(点 /	 ()	亚胡(川)			
	購入物品							
浜		無線機	5	94,500	472,500			
		固定式大型スクリーン	1	1,165,500	1,165,500			
松		パネルスクリーン	2 0	72,135	1,442,700			
		ほか8品目	2 2 4		8,747,676			
町		計	2 5 0		11,828,376			
	使用	不適物品						
館		無線機	5					
		ほか7品目	3 2					
		計	3 7					
	工事により取得した物品							
		案内看板	1	861,000	861,000			
台	台 購入物品							
		両面印刷装置	1	82,320	82,320			
東		増設メモリチップ	1	25,200	25,200			
		アルミ製高所作業台	1	1,260,000	1,260,000			
館		計	3		1,367,520			

イ 亀戸労政事務所は、表6の物品について、平成12年6月22日付けで廃棄処分したにもかかわらず、監査日(平成13.11.1)現在、財務会計システムの データファイルに登載されたままとなっている。

(表6)廃棄物品一覧

(単位:円、点)

品 名	単価	数量	取得年月日	規格
書庫	20,000	3	昭和54.4.1	引違い戸1号(1790×880×400)
重ね書庫	30,000	1	昭和54.11.15	小 (1850 × 880 × 400)
陳列棚	31,500	1	昭和54.4.4	1800 × 1500 × 620
洋服掛	26,000	1	昭和55.3.27	プラス C 06型(600×390×1700)
安楽椅子	20,000	2	昭和60.8.15	ビニールレザー
ソファー	57,065	1	昭和62.8.18	ビニールレザー
黒板 (大)	50,000	2	平成元.10.11	キャスター付(900×1800)
黒板(小)	29,500	1	平成10.3.16	1800 × 900
空気清浄機	68,900	1	平成 7.3.31	I C500

中央卸売市場

1 実地監査期間

平成13年10月3日から同月24日まで

2 指摘事項

(収入)

(1)滞納金を徴収すべきもの

大田市場水産物部仲卸業者であるAは、平成12年9月分から平成13年9月分まで(ただし平成12年10月分を除く。)の施設使用料及び電気料の合計金額203万5,279円を、 監査日(平成13.10.3)現在、滞納している。

ところで、仲卸業者が使用料、保管料その他市場に関して東京都に納付すべき金額の納付を しないときは、中央卸売市場条例(昭和46年東京都条例第144号)第103条により、仲 卸業務の許可の取消し及び市場施設使用指定の取消しなどができることとされている。

場は、施設使用料等の滞納が、 12か月分にも及ぶこと、 金額が多額となっていることなどから、条例第103条の処分を検討し、滞納金を徴収されたい。

(大田市場)

(支 出「重点監査事項」)

(2)清掃に伴う廃棄物に係る契約を適正に行うべきもの

築地市場は、汚水大溜桝スクリーン槽の清掃及びごみパケット・溜まり室内の汚泥の搬出処分をBに委託している(契約金額:724万2,690円、契約年月日:平成12.4.1、契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31》

ところで、事業者は、産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項に基づき、収集・運搬については、産業廃棄物収集運搬許可業者(以下「収集運搬許可業者」という。)に、処分については、産業廃棄物処分許可業者(以下「処分許可業者」という。)にそれぞれ委託しなければならないとされている。

また、収集運搬許可業者及び処分許可業者は、それぞれ取り扱える産業廃棄物の種類が限定されており、産業廃棄物の収集・運搬又は処分の委託にあっては、その許可された種類が含まれているものに委託しなくてはならない(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号))とされている。

しかしながら、産業廃棄物管理票により当該契約に係る廃棄物の内容について見たところ、 発泡スチロールくず等の廃プラスチック類が混入していることが認められた。 管理部及び場 は、清掃に伴う廃棄物の内容を十分に確認することなく、廃プラスチック類の収集・運搬及び 処分の許可を受けていない業者に、廃プラスチック類の収集・搬出及び処分を委託しているの は適正でない。

管理部及び場は、清掃に伴う廃棄物に係る契約を適正に行われたい。

(管理部)

(築地市場)

住 宅 局

1 実地監査期間

平成13年10月11日から同月23日まで

2 指摘事項

(歳 入)

(1)歳入調定を速やかに行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第22条の規定によれば、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならないとされている。

ところで、南部住宅建設事務所は、都営住宅の建設のため、平成10年度に住宅・都市整備公団(以下「公団」という。)から譲渡を受けた旧飛行機工場の跡地(東京都武蔵野市緑町二丁目)が、地下に不発弾等特殊危険物が存する可能性があることから、「土地譲渡契約書」第7条及び「物件移転確認書」第2条に基づき、公団の負担により事務所が公団に代わって危険物等埋設物調査を行い、調査終了後、経費の受入れを行うこととしている。

しかしながら、この危険物等埋設物調査にかかる歳入調定について見たところ、表1のとおり、調査が7回に分割され、その都度経費が確定していたにもかかわらず、最終の調査が完了(平成12年3月31日)した後の平成12年4月に事務費等の経費確定作業に着手したため、相当日数を経過した平成13年1月18日に公団からの経費受入れの歳入調定を行っていることは適切でない。

事務所は歳入調定を速やかに行われたい。

(南部住宅建設事務所)

(表1)危険物等埋設物調査一覧

(単位:円)

区分	完了届提出年月日	経費
都 営 住 宅 0 9 H - 0 0 4 南	平成11年10月 6日	4,980,000
都営住宅09H-005南	平成11年10月 8日	6,099,000
都営住宅09H-006南	平成11年 7月13日	3,987,000
都営住宅09H-007南	平成11年10月26日	4,551,000
都営住宅09H-008南	平成11年10月 6日	4,026,000
都営住宅09H-009南	平成11年10月 6日	4,972,000
都営武蔵野緑町団地整備工事	平成12年 3月31日	1,044,000
小 計		29,659,000
事務費(3.5%)		1,038,065
消費税相当額		1,534,852
歳入調定額		32,231,917

多摩都市整備本部

1 実地監査期間

平成13年11月5日から同月13日まで

2 指摘事項

(歳 入)

(1) 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行うべきもの

行政財産の使用料は、使用許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収することとされている。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、または分割して納付させることができるとされている(東京都行政財産使用料条例(昭和39年東京都条例第26号)第6条)。

しかしながら、管理部では、行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収について、特別の理由 があると認めるときに該当しないにもかかわらず、使用料の納付すべき期限を、使用開始後に 設定し、表1のとおり、使用開始後に納付させているのは適正でない。

部は、行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収を適正に行われたい。

(管理部)

(表1)行政財産の使用許可に伴う使用料徴収状況

許可相手方	許可内容(金額)	許可開始日	調定日	納付日	納付期限
Α	建物 259.98㎡	平成	平成	平成	平成
	(1,452,246円)	12.12. 1	12.12.18	12.12.20	12.12.28

(歳 入)

(2)分割で納付された土地売却代金の充当処理を適切に行うべきもの

管理部は、町田都市計画事業相原・小山土地区画整理事業保留地予定地 9 7 - 1 街区 - 2 ほか(2万8,792m²)について、土地売買契約を契約金額30億7,300万円(契約日:平成12年8月10日)で、Bと締結している。

この契約代金の支払において、部は、Bからの延納申請を受け、土地売却代金のうち27億3,300万円について延納利息年2.9%を付し、納期限を平成13年3月30日とする承認を行った。

ところで、部は、表2のとおり、Bから2回に分けて延納代金の納付が行われたことから、 その都度、納付された全額を元本に充当し、入金日までの延納利息を確定しBに請求している。 しかしながら、民法(明治29年法律第89号)の規定によれば、債務者が元本のほか利息 も支払うべき場合において、その債務の全部を消滅させるに足りない場合は、元本より利息を 先に充当できることとなっており、部が、分割納付された代金を延納利息に充当せず、全額を 元本に充当した処理は適切でない。

部は、分割で納付された土地売却代金の充当処理を適切に行われたい。

(管理部)

(表2)延納代金の納付状況

入	金	日					納		付		金	Š	額				
平成 1	3 年	3月	2	7日	2	5 億		9	0	2	万	5	,	0	0	0	円
平成 1	3年	3月	2	8日		2億	2,	3	9	7	万	5	,	0	0	0	円

3 意見・要望事項

(歳 入)

(1) 清算金滞納処分事務の向上に努めるべきもの

南多摩整備事務所では、多摩都市計画多摩土地区画整理事業(第一工区・第二工区)及び八 王子都市計画事業由木土地区画整理事業に係る清算金の事務を所管しているが、平成12年度 末現在、滞納額は約3,422万余円(44件)となっている。

ところで、平成12年度の滞納整理状況について見たところ、催告書を送付していないもの、 金融機関への財産調査を行っていないものが見受けられるなど、その事務処理が不十分なもの となっている。

土地区画整理事業においては、換地処分による清算金の滞納があったときは、「国税滞納処分の例により徴収することができる。」(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第110条)とされていることから、建設計画部では、この滞納処分事務を処理するための詳細なマニュアルを「清算金滞納処分事務取扱要領」として定め、事務処理の指針としている。

この要領の記載内容について見たところ、差押、換価等の事務処理は記載されているものの、 それに至るまでの納付交渉・財産調査など、必要な滞納整理事務手続が記載されておらず、滞 納整理に関する事務処理が不十分なものとなっている原因の一つと認められる。

部は、「清算金滞納処分事務取扱要領」の内容を見直し、滞納処分事務処理の向上に努められたい。

(建設計画部)

1 実地監査期間

平成13年10月29日から同年11月21日まで

2 指摘事項

(歳 入)

(1) 電線共同溝の建設に伴う事務処理を適切に行うべきもの

道路管理者は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況等を勘案し、電線をその地下に埋設する必要が認められるときは、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)により、区間を定めて、電線共同溝(以下「共同溝」という。)を整備すべき道路として指定(以下「路線指定」という。)することができるとされている。

当該共同溝の整備に当たっては、共同溝の占用予定者等に対し路線指定に伴う照会を行い、 その同意が得られた場合、共同溝整備計画を策定し、占用予定者から同計画に応じた建設負担 金を、指定する期限までに納付させることとしている。

ところで、第二建設事務所は、主要地方道東京丸子横浜線(第2号)中原街道大田区雪谷大塚町地内の「上り車線」における共同溝の整備を平成12年度(契約期間(工期):平成12.11.6~平成13.3.30)に行っており、この工事に先立ち、平成11年11月30日付けで共同溝の占用予定者である東京電力株式会社ほか4者(東日本電信電話(株)、東京通信ネットワーク(株)、東京都公安委員会、大田区長)に対し、共同溝整備道路の指定についての照会を行い、平成12年3月30日までに全者からの同意を得ているが、本件「上り車線」に先行して行った「下り車線」工事(平成9年3月)の路線指定と誤認し、改めて路線指定を行っていないことが認められた。

しかしながら、所では、工事完了後に路線指定の手続が未了であったことに気づき、平成13年8月に路線指定についての処理を行ったことから、当該区間が路線指定されたのは、工事完了から6か月以上を経過した平成13年10月17日であり、監査日(平成13.11.2)現在、いまだ共同溝整備計画の策定もなされておらず、したがって、建設負担金(189万3,053円)についても請求をし得ない状況になっており適切でない。

所は、共同溝の建設に伴う事務処理を適切に行うとともに、早急に建設負担金の請求を行われたい。

(第二建設事務所)

(歳 入)

(2) 道路占用料にかかわる事務処理を適切に行うべきもの

道路管理者は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条による 道路の占用許可を受けた者から、道路の占用につき道路占用料(以下「占用料」という。)を 徴収することができることとされている(法第39条及び東京都道路占用料等徴収条例(昭和 27年東京都条例第100号。以下「占用料条例」という。))。

当該占用料については、占用許可をした日から 1 か月以内の納入期限を定めた納入通知書を発行(2年度目からは当該年度の4月中に納入通知書を発行する。)して徴収することとされており、納入期限までに納付がない場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促を行うなどにより占用料の徴収に努めることとされている(法第73条)。

これら占用料の徴収等にかかわる事務処理について見たところ、次のとおり適切を欠く事例 が見受けられた。

ア 占用料の調定を適切に行うべきもの

第七建設事務所は、Aに対して、平成9年7月1日から平成14年3月31日まで、道路上に設置された看板について、その占用許可(Aは、平成12年8月にBに名義変更された。)を行っているが、平成11年度16万1,600円及び平成12年度19万8,399円の2年度について占用料の調定を行っていないことが認められた。

所は、占用料の調定を適切に行われたい。

(第七建設事務所)

イ 占用料の未納者に対する督促手続等を適切に行うよう指導すべきもの

道路管理部は、多額の未納占用料が発生していることから、道路占用料滞納対策マニュアル (以下「対策マニュアル」という。)を策定し、収納促進を図ることとしている。

対策マニュアルによると、占用料が納入期限までに納付がない場合は、法第73条及び占用料条例第5条により、督促状によって納付すべき期限を指定して督促することとされている。

ところで、各建設事務所における督促状の発送状況について見たところ、督促状は、地方税法等の規定の例によらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第236条による5年の債権消滅時効の直前に発送し、この督促状により時効を中断するとの運用が行われており、対策マニュアルに定めた手続と大きく異なる事務処理を行っていたことが認められた。

また、占用料条例によれば、督促に係る占用料については、督促状の送達に基づき、督促状の指定納付期限後に納付のあった債務者から、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じた額(年14.5%の割合を乗じて得た額)の延滞金を徴収することができることとされているが、各建設事務所では、延滞金の徴収を行っていないことが確認された。

部は、占用料の未納者に対する督促手続及び延滞金の徴収を適切に行うよう、各建設事務所

(道路管理部)

(歳 出)

(3) 占用料の還付処理を適切に行うべきもの

第三建設事務所は、Cから平成12年3月に看板の占用廃止届が提出されているにもかかわらず、平成12年4月に平成12年度分の占用料の調定12万4,000円を行い、同年5月1日に収納していることが認められた。

その後、占用者からの廃止届に関する申出に基づき、平成13年5月11日付で減額調定を行い、収納金の還付処理を行っているが、同還付金に対しては、収納日から還付日までの日数に応じた過誤納還付加算金9,300円を付する処理をしないまま、還付を行っており、監査日(平成13.11.2)現在においても、その処理を行っておらず適切でない。

所は、占用料の還付処理を適切に行われたい。

(第三建設事務所)

(その他「重点監査事項」)

(4) リサイクル計画書の作成・提出を仕様書に適切に明示すべきもの

建設局は、「東京都建設リサイクル推進行動計画」に基づき「東京都建設リサイクルガイドライン」を策定し、建設副産物のリサイクルを計画的かつ効率的に実施していくため、基本設計・詳細設計・積算及び施工の各段階において、副産物の処理方法を取りまとめた「リサイクル計画書」(以下「計画書」という。)を作成することとし、受託者に対し計画書の作成・提出を義務付ける旨を、設計委託標準仕様書又は特記仕様書に明示することとしている。

ところで、第一区画整理事務所がDと契約締結(契約日:平成12.7.7、契約金額:7875,000円)している瑞江駅南部地区道路詳細設計及び北多摩南部建設事務所がEと契約締結(契約日:平成12.9.8、契約金額:619万5,000円)している多摩水道橋護岸詳細設計について見たところ、建設副産物(アスファルト・コンクリート等)の発生が見込まれているにもかかわらず、双方の所では、計画書の作成・提出について特記仕様書に明示していなかったことから、受託者から同計画書の作成・提出を得ておらず適切でない。

所は、計画書の作成・提出を仕様書に適切に明示されたい。

(第一区画整理事務所)

(北多摩南部建設事務所)

港 湾 局

1 実地監査期間

平成13年10月9日から同月23日まで

2 指摘事項

(歳 入)

(1)歳入の調定を速やかに行うべきもの

東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号)第22条の規定によると、歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならないとされている。

ところで、東京港沖合埋立整備事務所では、羽田沖覆砂汚濁防止膜復旧工事契約(契約金額: 5,722万5,000円、工期:平成12.9.11~平成12.11.8)をAと締結しているが、Aが倒産しため、契約を解除している。

しかしながら、所は、契約違約金572万2,500円が確定した時点(平成12.10.1)で直ちに調定を行うべきであったにもかかわらず、大幅に遅延した平成13年8月28日に調定しているのは適正でない。

所は、歳入の調定を速やかに行われたい。

(東京港沖合埋立整備事務所)

(歳 出「重点監査事項」)

(2)廃棄物の処理委託の契約を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、不法投棄された自動車を撤去処分することを目的として、不法廃棄物の処理委託契約(契約年月日:平成12.12.18、契約金額:43万6,275円)をBと締結している。

ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項の規定によると、事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者に、その処分については産業廃棄物処分許可業者に、それぞれ委託しなければならないとされている。

しかしながら、所では、産業廃棄物の処分について、産業廃棄物処分業者の許可を受けていない者と委託契約を締結しているのは適正でない。

所は、廃棄物の処理委託の契約を適正に行われたい。

(東京港管理事務所)

(歳 出)

(3)単価契約を適切に行うべきもの

港湾経営部は、平成12年度翻訳及び通訳業務について、単価契約(契約年月日:平成12.

4.1、発注限度額:98万5,425円)によりCに委託している。

ところで、各単価項目の発注状況について見たところ、部は、表1のとおり、8項目のうち、2項目について予定数量を超えており適切でない。

部は、単価契約を適切に行われたい。

(港湾経営部)

(表1)平成12年度翻訳及び通訳の実績(超過項目)

区分	規格	予定数量(枚)	単 価(円)	発注数(枚)	超過数量(枚)
翻訳	英文 日本文	55	2,500	265	210
通訳	日本語 英語	2	25,000	4	2

(支 出)

(4)契約手続を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、港湾設備の消防設備保守について、平成12年度消防用設備保守委託 契約(契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31、契約金額:858万1,000円) をDと締結している。

この契約内容について見たところ、 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく年2回の定期点検(以下「定期点検」という。) 定期点検により故障が判明した器具の修繕、 異常な状態が発生したときの点検等を行うこととしており、点検・修繕の項目ごとに単価を設定し複数単価により契約をしている。

しかしながら、契約内容のうち、 定期点検については、点検すべき数量が既に確定していること、 定期点検により故障が判明した器具の修繕については、随時の修繕契約により対応できることから、総価による契約とすべきであり、単価契約により契約しているのは適切でない。

所は、契約手続を適切に行われたい。

(東京港管理事務所)

東京消防庁

1 実地監査期間

平成13年10月9日から同月22日まで

2 指摘事項

(財産)

(1)公有財産の管理に係る事務処理を適正に行うべきもの

東京都公有財産規則(昭和39年東京都規則第93号)第17条によれば、局長等は、その 所管に属する公有財産に異動があったときは、その都度、公有財産台帳の補正をすることとさ れている。また、同規則第23条により、その異動状況を10月11日(その年の4月1日か ら9月30日までのもの)と翌年の4月10日(10月1日から翌年の3月31日までのもの) までに、財務局長に通知することとされている。

東京消防庁が管理する公有財産について見たところ、防災部が平成12年度に取得した工作物のうち、表1の防火水槽8点については、公有財産台帳への登載は行っているものの、平成13年4月10日までに行わなければならない財務局長に対する異動通知を、監査日(平成13.10.18)現在、行っていないことが認められた。

防災部は、公有財産の管理に係る事務処理を適正に行われたい。

(防災部)

(表1)平成12年度防火水槽新設工事等により取得した工作物

(101)1	17% 1 2	1 /2///						
所管部	分類	種目	名	称	数量	価	格	取得年月日
		貯 槽	板橋消防署所属	防火水槽314	1個	16,698	3千円	
		貯 槽	志村消防署所属	防火水槽495	1個	16,245	千円	平成13.3.28
		貯 槽	志村消防署所属	防火水槽496	1個	16,491	千円	
防災部	行政財産	貯 槽	杉並消防署所属	防火水槽401	1個	13,368	3千円	
		貯 槽	杉並消防署所属	防火水槽281	1個	11,631	千円	平成13.3.30
		貯 槽	杉並消防署所属	防火水槽159	1個	7,035	千円	
		貯 槽	荻窪消防署所属	防火水槽209	1個	11,896	千円	平成13.3.27
		貯 槽	杉並消防署所属	防火水槽283	1個	8,054	1千円	

3 意見・要望事項

(歳 出)

(1)防火水槽新設工事の契約にかかわる最低制限価格の設定方法について検討すべきもの 東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第18条及び第32条によれば、 工事請負契約を締結する場合において、特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の 8から3分の2の範囲において最低制限価格を設定することができるとされている。 ところで、総務部は、平成12年度中に27件の防火水槽新設工事(一般土木工事)を発注し、その契約に当たっては、すべて指名競争入札を採用し、最低制限価格を一律に予定価格の10分の8の額で設定して行っているが、各契約における入札結果について見ると、最低制限価格を下回る価格をもって入札し、失格者として取り扱われているケ-スが16件(59.3%)も生じている。

さらに、平成11年度の防火水槽新設工事に係る契約(最低制限価格を一律に予定価格の10分の8の額で設定)の入札結果についても、40件のうち22件(55.0%)について失格者が生じていることが認められた。

最低制限価格は、予定価格の10分の8から3分の2の範囲において工事案件の状況に応じて設定することができるものであり、本件工事案件のように、最低制限価格を下回る価格をもって失格者となる事例が著しく多く発生しているものについて、一律に予定価格の10分の8の額で最低制限価格を設定することは適切でなく、指名競争入札による契約の利益を最大限に生かすためにも、3分の2の範囲において設定するなどの方策を講じる必要があると判断される。

部は、防火水槽新設工事の契約にかかわる最低制限価格の設定方法について検討されたい。 (総 務 部)

交 通 局

1 実地監査期間

平成13年10月9日から同月24日まで

2 指摘事項

(支 出「重点監査事項」)

(1)廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

都は、産業廃棄物処理等に係る委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、排出事業者に中間処理や最終処分が適正に行われたことを確認するよう指導している。また、平成9年6月に法律が改正され、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物に産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)の使用を義務付けている。

ところで、事業者は、その産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)で定める基準に従い、収集・運搬については、産業廃棄物収集運搬許可業者に、処分については、産業廃棄物処分許可業者にそれぞれ委託しなければならない(法第12条第3項)とされている。

しかしながら、

表1のとおり、廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と契約を行っているものの、処分の許可を受けた業者との契約は行っていないこと

事業者は、廃棄物の排出の都度、管理票に必要事項を記載して、受託業者に交付し、受託 業者による運搬処分の状況を把握する(法第12条の3)こととされているが、表2のとお り、受託業者の系列の収集運搬業者に年間を通じて管理票を交付していること など適正でない事例が認められた。

これは、「産業廃棄物処理等に関する委託契約の取扱について」(平成11年2月15日付10清環産第511号)により委託契約締結における注意を喚起され、改善の機会があったにもかかわらず、排出事業者としての責務の認識が不十分であったために、これを局内に周知・徹底しなかったことが要因である。

局は、各部及び各事業所に対し、排出事業者としての責務の徹底を図るとともに、部及び事業所は、廃棄物に係る事務処理を適正に行われたい。

 (交 通 局)

 (総 務 部)

 (電 車 部)

 (自 動 車 部)

 (車 両 電 気 部)

- (建設工務部)
- (発電事務所)
- (工務事務所)
- (木場保線管理所)

(表1)産業廃棄物委託契約の内容

部所名	総務部	電車部	電車部	自動車部
契約件名	互助会館解体に伴	廃棄物不燃物処理	廃棄物処理委託	産業廃棄物処理委
	う廃棄物処理委託	委託	(大江戸線)	託
支払額	1,927,800円	22,501,858円	3,544,547円	8,859,108円
契約年月日	平成12.6.13	平成12.4.1	平成12.8.7	平成12.4.1
履行期限	平成12.6.27	平成13.3.31	平成13.3.31	平成13.3.31
契約相手方	A(収集運搬許可業者)	B(収集運搬許可業者)	C(収集運搬許可業者)	D(収集運搬許可業者)

部所名	自動車部	発電事務所	工務事務所	木場保線管理所
契約件名	青梅支所資源ごみ及	産業廃棄物運搬処	春日総合庁舎産業廃棄	産業廃棄物等処理
	び廃棄物処理委託	理	物等処理作業委託	
支払額	151,200円	234,150円	950,250円	48,300円
契約年月日	平成12.4.1	平成12.9.13	平成12.12.7	平成13.3.26
履行期限	平成13.3.31	平成12.12.28	平成12.12.25	平成13.3.30
契約相手方	E(収集運搬許可業者)	F(収集運搬許可業者)	G(収集運搬許可業者)	H(収集運搬許可業者)

(表2)産業廃棄物委託契約の内容と実際に収集運搬を担当した者

部名	車両電気部	建設工務部
契約件名	産業廃棄物処理委託	産業廃棄物処理委託
支払額	5,564,372円	500,544円
契約年月日	平成12.4.1	
履行期限	平成13.3.31	
契約相手方	I(収集運搬及び処分	許可業者)
実際に収集運搬を行っている業者	J(収集運搬許可業者)

(支 出)

(2)空き缶等の回収の指導を徹底すべきもの

局は、自動車営業所等において職員の福利厚生に供するため、自動販売機及び売店の設置に ついて、東京都交通互助会(以下「互助会」という。)に行政財産の一時使用を許可(行政財 産使用料は免除)しており、使用者が排出する廃棄物は、使用者の責任において処理すること が原則であるとしている。

ところで、この自動販売機及び売店に係る空き缶等の回収状況について見たところ、自動販売機の設置を許可している自動車営業所等のうち6営業所等の空き缶、志村車両工場の互助会売店で販売された飲料の空きビン・缶類について、互助会が回収を行っていないことが認められた。その結果、回収処理に係る費用を各事業所等の廃棄物処理経費に含めて負担している状況となっている。

局は、互助会に対し、空き缶等の回収について指導を徹底されたい。

(総務部)

(自動車部)

(車両電気部)

3 意見・要望事項

(収入)

(1)駅広告の等級の見直しについて検討すべきもの

局は、運輸収入の増加を図る目的で東京都交通局広告取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、都営地下鉄・都バス・都電の車内等に広告を掲載するほか、各駅構内にも広告を掲載しており、駅構内広告については、総務部所管のものと2種類がある。

このうち、総務部所管の駅広告掲載料金については、開業時等の想定乗降人員のデータに基づき駅の等級等を定め、それに応じた料金を要綱で定めている。各駅所管のものについてもこれを準用し、等級に応じた料金を定めており、その料金は表3のとおりである。

しかしながら、平成12年12月の大江戸線の全線開業等に伴い、乗降人員数が変化しているにもかかわらず、各線開業以来一度も等級を見直していないことから、次のとおり、実態とかい離している事例が認められた。

局は、駅広告の増収に向け等級の見直しについて検討されたい。

- ア 表4のとおり、春日駅については、乗降人員の多い三田線が3等級であるのに対し、少ない大江戸線が2等級である。また、大門駅については、浅草線と大江戸線の乗換えが容易であり、駅構内は改札なしで連絡しているにもかかわらず、浅草線は3等級であり、大江戸線は1等級となっている。
- イ 表5のとおり、大江戸線において、開業時の想定乗降人員に基づき1等級及び2等級に設定されている駅の中で、想定人員と著しくかい離し、他路線の2等級及び3等級駅より乗降人員が少ないものがある。

(総務部)

(電車部)

(表3)広告料金

_					
- (Ħ /	ſΫ	•	ш	
(#	177		1.1.7	

サイズ	期間	1 等級	2 等級	3 等級
B 1判	3 日間	13,965	11,865	8 , 7 1 5
	7 日間	28,980	24,780	18,480
B 2 判	3 日間	7,035	5,985	4,410
	7日間	14,490	12,390	9,240
B 3 判	3 日間	3,570	3,360	3,255
	7 日間	7,560	7,035	6,510
B 4 判	3 日間	2,205	2,100	1,995
	7 日間	4,515	4,305	3,885

(表4)春日駅及び大門駅の乗降人員等

1	14 / 2		1	`
(単化	<i>i</i> :)

	駅	名	1 日平均乗降	1 日平均乗降人員		
			想定数	平成12年度実績		
春	日	駅 (三田線)	-	28,927	3	
		(大江戸線)	84,000	25,463	2	
大	門	駅 (浅草線)	-	43,340	3	
		(大江戸線)	102,000	54,745	1	

(表5)飯田橋駅ほか3駅の1日平均乗降人員等 (単位:人)

駅 名 1日平均乗降人員			等級
	想定数	平成 1 2 年度実績	
飯 田 橋 駅(大江戸線)	38,000	16,296	1
上野御徒町駅(大江戸線)	84,000	33,236	1
水 道 橋 駅(三田線)	-	40,235	2
大 門 駅(浅草線)	-	43,340	3

水 道 局

1 実地監査期間

平成13年9月3日から同年10月3日まで

2 指摘事項

(支 出「重点監査事項」)

(1)廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

都は、産業廃棄物処理等に係る委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、排出事業者に中間処理や最終処分が適正に行われたことを確認するよう指導している。また、平成9年6月に法律が改正され、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物に産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)の使用を義務づけている。

ところで、事業者は、その産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)で定める基準に従い、 運搬については、産業廃棄物収集運搬許可業者に、処分については、産業廃棄物処分許可業者 にそれぞれ委託しなければならない(法第12条第3項)とされている。

しかしながら、東部第二支所、南部第一支所及び金町浄水管理事務所では、表1のとおり、 廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と契約を行っているものの、処分業者との契約を行っ ていない。また、事業者は、廃棄物の搬出の都度、管理票に必要事項を記載して、受託業者に 交付し、受託業者の処分を確認する(法第12条の3)こととなっているが、金町浄水管理事 務所では、管理票に必要事項が記載されていないため、処分の確認ができないものが見受けら れるなど、適正でない事例が認められた。

局は、各事業所に対し、排出事業者としての責務の徹底を図るとともに、支所及び所は、廃棄物に係る事務処理を適正に行われたい。

(水道局)

(東部第二支所)

(南部第一支所)

(金町浄水管理事務所)

(表1)廃棄物契約状況

(単位:円)

]	事	業	所	名	3	件	名	契約業者名	金	額
東	部	第	_	支	所	旧葛飾東、西営業所廃棄物	勿処理作業委託	А	2,99	2,500
南	部	第	_	支	所	廃棄物搬出運搬処理作業	委託	В	94	5,000
金	町浄	水管	き理	事務	肵	金町浄水場外 5 箇所除塵	作業等請負契約	С	4,59	0,327

(支 出「重点監査事項」)

(2)廃棄物の処理に伴う計量伝票等の確認を適正に行うべきもの

東村山浄水管理事務所では、東村山浄水場の浄水処理過程で発生する土(以下「発生土」という。)を処分するため、Dと委託契約(単価契約)を締結している。

ところで、委託契約の仕様書は、受託業者が、浄水場に設置されている重量計により計量し、 所の確認を受けた計量伝票に基いた数量を、毎月集計の上、1 t 未満を切り捨てた数量に契約 単価(積込単価582円、搬出単価3,735円)を乗じた金額を支払うこととし、また、発 生土を中央防波堤外側埋立地処分場まで運搬する車両は、最大積載量が10tを超える車両は 使用できないこととなっている。

しかしながら、委託契約に基づく支払状況及び「発生土計量伝票」(平成12年8月分)(以下「計量伝票」という。)について見たところ、表2のとおり、道路交通法(昭和35年法律第105号)第58条の5(過積載車両の運転の要求等の禁止)に抵触する過積載となっている車両が見られた。

これは、所が所管する他の浄水場では、職員の立会いのもとに計量が適正に行われていたに もかかわらず、当浄水場では、積込作業において、職員の指導、監督が行われず、また、計量 伝票の確認を十分行わなかったことに起因するものである。

所は、受託業者への指導、監督を適切に行うとともに、廃棄物の処理に伴う計量伝票等の確認を適正に行われたい。

(東村山浄水管理事務所)

(表2)東村山浄水場発生土運搬に係る過積載台数(平成12年8月分)

日	1 6	1 7	1 8	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	合計
運 搬 台 数	5	7	7	7	9	7	7	6	1	5 6
過積載台数	5	6	6	7	8	7	7	6	1	5 3

(支 出)

(3) 予定価格の積算を適切に行うべきもの

局は、工事契約等の予定価格を決定する際に、毎年度局長が定めた「配水管工事積算基準」 「水道用機械・電気設備保守業務委託積算基準」(以下「保守業務積算基準」という。)及び 「東京都維持保全業務積算標準単価表」(以下「標準単価表」という。)に基づき積算をして いるが、その実施状況について、一部事業所に、次のような問題点が見受けられた。

ア 朝霞浄水管理事務所では、濾材の洗浄、補充、濾床の補修等を行うため、浄水場濾過池更生作業工事請負契約を配水管工事積算基準により積算しているが、この契約における設計金額の積算において、諸経費率の適用を誤ったため、設計金額を3,929万3,100円とすべきところ、3,837万9,600円と積算しているのが認められた。

- イ 朝霞浄水管理事務所では、消防設備の保守を行うため、朝霞浄水場ほか3箇所の消防設備保守業務委託契約を保守業務積算基準及び標準単価表により積算しているが、この契約における設計金額の積算において、感知器及び消火器の設置数が大規模な場合は、大規模委託低減額として直接人件費を減額することとされていることから、設計金額を568万600円とすべきところ、大規模委託低減額を適用せず、583万1,700円と積算しているのが認められた。
- ウ 東部第二支所では、配水管小規模整備工事に伴う測量基準点の保全作業(3級及び4級)を行うため、保全作業契約を保守業務積算基準及び標準単価表により積算しているが、この契約における設計金額の積算において、積算表の適用を誤ったことから、3級測量基準点では、設計金額を33万4,950円とすべきところ、34万200円と、また、4級測量基準点では、設計金額を33万2,850円とすべきところ、28万1,400円と、それぞれ積算しているのが認められた。

支所及び所は、予定価格の積算を適切に行うとともに、チェック体制の強化を図られたい。

(東部第二支所)

(朝霞浄水管理事務所)

(財産)

(4)固定資産の管理を適正に行うべきもの

水運用センターは、平成12年9月21日、高井戸増圧ポンプ所に設置されていた残留塩素計(価額185万8,809円)を撤去し、廃棄処分している。

ところで、企業用固定資産は、東京都水道局固定資産規程(昭和39年管理規定第21号) 第24条第1項に基づき、廃棄することとなっているが、監査日(平成13.9.13)現在、 固定資産管理台帳に登載されたままとなっており、除却処理の手続が行われていないのは適正 でない。

センターは、固定資産の管理を適正に行われたい。

(水運用センター)

下 水 道 局

1 実地監査期間

平成13年10月1日から同月22日まで

2 指摘事項

(支 出「重点監査事項」)

(1)廃棄物に係る事務処理を適正に行うべきもの

都は、産業廃棄物処理等に係る委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づき、排出事業者に中間処理や最終処分が適正に行われたことを確認するよう指導している。また、平成9年6月に法が改正され、平成10年12月1日からすべての産業廃棄物に産業廃棄物管理票の使用を義務づけている。

ところで、事業者は、その産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については、産業廃棄物収集運搬許可業者に、処分については、産業廃棄物処分許可業者にそれぞれ委託しなければならない(法第12条第3項)とされているが、経理部、北部第一管理事務所及び森ヶ崎水処理センターでは、表1のとおり、廃棄物の収集・運搬の許可を受けた業者と契約しているものの、処分業者との契約は行っていない。

また、産業廃棄物の収集・運搬については、廃棄物の種類ごとに許可を受けている者に委託することとされており、委託契約書では廃棄物の種類、数量、運搬の最終目的地等を定めること(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号))とされている。しかし、北部第一管理事務所では、金属くず等の廃棄物の収集・運搬許可を受けていない業者にその運搬を委託していること、森ヶ崎水処理センターでは、契約書に廃棄物の種類及び数量が記載されていないことなど、適正でない事例が認められた。

局は、部・事業所に対し、排出事業者としての責務の徹底を図るとともに、部・事業所は、 廃棄物に係る事務処理を適正に行われたい。

```
(下水道局)(経理部)(北部第一管理事務所)(森ヶ崎水処理センター)
```

(表1)廃棄物契約状況

(単位:円)

事業所名	件	名	契約業者名	金	額
経理部	日本ビル庁舎廃棄物処	L理委託	А	3,434	, 865
北部第一管理事務所	下水道局蔵前庁舎廃棄	物処理委託	В	883	, 575
北部第一管理事務所	北部第一管理事務所管	内廃棄物処理作業	С	966	,000
森ヶ崎水処理センター	森ヶ崎水処理センター	産業廃棄物処分作業	D	735	,000

(支 出)

(2)印刷物の費用負担を明確にすべきもの

局は、23区内において公共下水道の建設と維持管理を行う区部下水道事業と、多摩地域において広域的かつ効率的な下水の排除、処理を目的に整備を行う流域下水道事業を実施している。区部下水道事業は、下水道料金収入等で経営され、流域下水道事業は、市町村負担金等で経営されていることから、両者の経理は明確に区分しなければならない。

しかしながら、建設部は、表2のとおり、印刷物をそれぞれ500部印刷し、流域下水道事業を所管する流域下水道本部に配付しているが、その費用を区部下水道事業で全額負担し、流域下水道事業に負担させていないのは適切でない。

部は、印刷物の費用負担を明確にされたい。

(建設部)

(表2)流域下水道本部への印刷物配布状況

(単位:部、円)

品名	単 価	配布部数	金額(含む消費税)
平成13年度下水道用設備工事積算基準	1,420	6 7	99,897
平成13年度下水道用設備工事主要機材仕様表	1,500	6 7	105,525
計	-	-	205,422

(支 出)

(3)維持補修工事に係る会計処理を適正に行うべきもの

中部建設事務所は、雨水調整池の照明・換気等の設備が大雨の流入で故障したことにより、 設備機能を復旧するとともに、防水扉を新たに整備するため、中野区上高田二丁目付近浸水対 策工事契約(契約金額:1,260万円、契約日:平成12.8.31、工期:平成12.1 2.8~平成13.3.7まで)を締結している。

ところで、所は、この工事を局で定める「建設改良工事と維持補修工事との区分を定める基準」に該当するとして、全額を資本的支出の建設改良工事として支出している。

しかしながら、この工事内容のうち、防水扉新設工事を除いた換気用送風機の補修、排気ダ

クト取替え、照明器具交換、火災報知ベル本体交換等(試算額244万8,213円)は原状回復のための工事であることから、収益的支出の維持補修工事費とすべきである。

所は、維持補修工事に係る会計処理を適正に行われたい。

(中部建設事務所)

(支 出)

(4)特命による随意契約を見直すべきもの

経理部は、日本ビルの庁舎管理業務を東京都下水道サービス株式会社と特命により随意契約 (契約金額:1億9,411万3,500円、契約期間:平成12.4.1~平成13.3. 31)を締結している。

ところで、特命理由について見たところ、日本ビル庁舎の電気設備は、同庁舎に併設している銭瓶町ポンプ所の受変電設備から受電する構造となっているため、委託に当たっては、庁舎全体の電気設備の特殊性を十分把握しているとともに、ポンプ所施設にも精通し、下水道機能に支障をきたすことなく庁舎管理を行うことのできる高度な技術を有していることが必要であり、会社は、 長年日本ビル庁舎の管理を行っているため、電気設備等の特殊性を熟知していること、 下水道事業を補完するために設けられた第三セクターであり、局の業務に精通していることから日本ビル庁舎管理業務を円滑に遂行できる唯一の業者である、としている。

しかしながら、日本ビル庁舎の電気設備が特殊であるとするならば、銭瓶町ポンプ所の高圧 受電設備保守と同一の業者に受託させ一体として管理することが合理的かつ効率的であるが、 銭瓶町ポンプ所の高圧受電設備保守は中部管理事務所が直営で実施しており、日本ビル庁舎の 電気設備については会社以外でも履行できること及び建物管理業務は、表3のとおり、一般の 建物管理と変わらない業務内容であることから特命により契約を締結しているのは適切でない。

部は、日本ビル庁舎管理業務委託に係る特命による随意契約を見直されたい。

(経理部)

(表3)日本ビル庁舎管理委託契約の業務内容とその実施状況

業務内容	備 考
ビル管理業務	ビル管理法に基づく空気測定、害虫駆除等
空調・電気・給排水等各種設備の運転管理	設備の日常運転管理、設備の定期点検、保安
及び保守点検業務	規定に基づく受変電設備の年1回点検等
消防設備保守点検業務	消防法に基づく定期点検
清掃業務	日常清掃、定期清掃
巡視業務	巡回、電話の取次ぎ
庁舎管理業務	空調機日誌や水質検査報告書等の作成、関係
	部署との連絡、鉢付植物の借入れ等

教 育 庁

2 実地監査期間

平成13年11月22日から同年12月7日まで

(なお、大島・大島南各高等学校は平成13年11月1日、教育庁大島出張所は同月2日)

2 指摘事項

(歳 出「重点監査事項」)

(1)産業廃棄物の処分にかかわる委託契約を適正に行うべきもの

中央図書館は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分について、Aと委託契約(推定総金額:123万2,700円、契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31)を締結している。 産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第3項の規定により、産業廃棄物の収集・運搬又は処分を他人に委託する場合は、運搬については産業廃棄物収集運搬許可業者(以下「運搬許可業者」という。)に、また、処分については、産業廃棄物処分許可業者(以下「処分許可業者」という。)にそれぞれ委託しなければならないとされている。

しかしながら、館は、運搬許可業者ではあるが処分許可業者ではないAに対して、処分まで 含めて契約を行っており適正でない。

館は、産業廃棄物の処分にかかわる委託契約を適正に行われたい。

(中央図書館)

(歳 出)

(2) プールの管理を適切に行うべきもの

葛西南高等学校は、体育の授業やクラブ活動に使うために付属施設としてプールを保有しており、その使用に際しては、浮遊物などを除去しプ・ル水の浄化を図るため、水道栓を開け常にプール水を溢れさせ、使用後に栓を閉めることとしている(「学校プールの衛生管理、安全管理等について」(昭和55年5月24日付55教体保発第42号))。

ところで、学校における平成12年度の水道の使用量について見たところ、平成12年8月分の使用量が1,864m³となっており、前年同月分と比較して大幅に増加していることが認められた。

このことは、プールを使用した後、水道の栓を閉め忘れた(3日間放流されていた。)ためであり、表1のとおり、前年同月に比較し、1,119m³も増加する結果となっており適切でない。

学校は、プールの管理を適切に行い、今後このようなことのないよう十分に注意されたい。

(表1)水道使用量及び水道料金の比較表

区分	平成 1	平成11年度				比 較 増 減				
	使用量(m³)	金	額(円)	使用量(m³)	金	額(円)	使用量(m³)	金	額(円)
8月	1,864	1	,467,905		745		630,319	1,119		837,586

(歳 出)

(3)経費の支出を適切に行うべきもの

教職員研修センター(旧多摩教育研究所)は、「現職研修 部」(企業、各種施設を訪問し企業等の事業内容を理解し、広く校務運営に生かして資質の向上を図ることを目的とする。)の実施に際し、Bとバスの借上げ契約(借上げ台数:5台、契約金額:44万1,000円)を締結している。

ところで、当該研修についてその日程等を見たところ、研修場所は、表2のとおり、いずれ も都内に所在する場所であり、しかも、研修時間中他の場所への移動もないものであった。従 って研修実施に当たっては、研修参加者が研修会場である現地に直接集合し、研修終了後に現 地解散することでその目的は十分果たせるものと判断される。

したがって、バスの借上げ費用と交通機関を利用した場合の旅費との差額分については経費の の節減が図れることから、所は、研修実施に当たり経費の支出を適切に行われたい。

(教職員研修センター)

(表2)研修実施におけるバスの使用状況

			金 額		乗 車 行 程
実 施 日	車種	研 修 場 所	1日当たり	人員	(出発地 到着地)
平成12年 8月 4日	中型	京王百貨店	70,000円	27名	研究所(立川)
		聖蹟桜ヶ丘店			京王百貨店・聖蹟桜ヶ丘店
平成12年 8月25日	"	多摩動物公園	80,000円	31名	研究所(立川)
					多摩動物公園
平成12年10月19日	"	京王百貨店	90,000円	19名	研究所(立川)
		聖蹟桜ヶ丘店			京王百貨店・聖蹟桜ヶ丘店
	"	多摩動物公園	"	26名	研究所(立川)
					多摩動物公園
	"	東村山老人ホーム	"	11名	立川駅
					東村山老人ホーム

金額は消費税を除く

(その他)

(4)契約等にかかわる事務処理について指導の徹底を図るべきもの

各高等学校等において諸契約に係る事務処理について見たところ、次のとおり適正又は適切

を欠く事例が見受けられた。

ア 業務委託契約おける仕様書の作成に当たっては、「所要人員の指定」をしないこととし、 契約書に添付する内訳書等には、人数及び1人当たりの単価を表示しないこととされている (「業務委託等の契約内容について」(昭和52年3月5日付51財経庶第1201号財務 局経理部長通知))。

当該委託契約にかかわる仕様書等の作成状況について見たところ、

国際高等学校は、学校施設管理業務の委託契約(契約金額:84万105円、契約期間:平成12.4.1~平成13.3.31)の仕様書において「委託業務に必要な人を派遣しなければならない。」と定めた上、特記仕様書において「勤務人数2名(朝・夕各1名配置、朝夕交代勤務可能者とすること。)」として、人数等の割付けを行っている。

芸術高等学校は、卒業制作展作品運搬・会場設営についての委託契約(契約金額:47万2,500円、契約期間:平成13.1.17~平成13.2.20)の仕様書において「会場受付業務等のための要員として1名配置させること」、また、「出展作品の搬出、搬入及び陳列作業をする人員は2名以上とし」として、人数等の割付けを行っている。

イ 物品買入れ等にかかわる指名競争入札参加者の指名に当たっては、東京都契約事務規則 昭和39年東京都規則第125号)により、東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準(平成7年12月20日付7財経総第1050号財務局長通知。以下「指名基準」という。)により行うこととされている。

指名基準によれば、発注契約の指名に当たっては、発注契約の種類及び予定価格に対応する等級に属する者のうちから指名することとし、当該等級に属する者が少ない場合等において、特に必要がある場合は、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、当該等級の直近上位及び下位に属する者のうちから指名することができるとされている。この入札参加者の指名状況を見たところ、

蔵前工業高等学校は、空調装置操作保守の委託契約(契約金額:756万円、契約期間:平成12.5.24~平成13.3.31)の競争入札参加者指名に当たり、C等級に属する者のうちから入札参加者を指名すべきところ、7者のうち5者を当該等級以外の等級に属する者から指名している。

武蔵高等学校は、印刷機ほか7点の購入契約(契約金額:152万6,700円、履行期限:平成13.3.29)の競争入札参加者指名に当たり、C等級に属する者のうちから入札参加者を指名すべきところ、5者のうち4者を当該等級以外の等級に属する者から指名している。

学務部及び総務部は、各高等学校に対し契約等について指導の徹底を図り、事務処理の向上 に努められたい。

(学務部)

(総務部)